

2016年度
退職者会専用

総合パンフレット・重要事項説明書



全トヨタ労連総合保障共済

ゆうゆう

「ゆうゆう」とは、
全トヨタ労連に加盟する
労働組合による
助け合いの
保障制度です。

「ゆうゆう」運営・共済金請求に
関する内容は

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」



0120-93-2681

受付時間

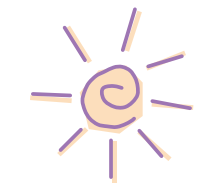
[月～金] 8:30～17:30

全トヨタ労連
「ゆうゆうセンター」

【代表】0565-25-1901 受付時間：[月～金] 8:30～17:30
(IP電話・海外からのお問合せは、代表番号にお掛けください)

※長期連休はお休みとさせていただきます。

万が一の事故や病気による
入院、もしもの時の自然災
害など不安はいっぱい。
でも「ゆうゆう」があれば
手厚い保障であなたの生活
をしっかりサポートします！



申込書
提出締切日

2015年
12月25日(金)
必着

「ゆうゆう」制度内容・申込方法・住まいの保障などに関するお問合せは



期間限定
フリーダイヤル



0120-81-3401

期間限定フリーダイヤル
開設期間 2015年12月1日(火)～2015年12月25日(金)
[月～金] 9:00～19:00

期間限定フリーダイヤルのご利用について

契約内容に関する詳細および各種試算については、個人情報保護により組合員(本人)からの
お問合せのみに対応させていただきますので、ご了承のほどお願いします。

制度変更のお知らせ

生命・後遺障害保障(退職者会)の掛金改定

退職後の継続契約について2016年4月契約分から掛金を下表のとおり見直します。(満50歳以上の組合員は掛金下がります。)
掛金減少分を不足する保障確保へ活用ください!!

Aタイプ 基本契約のみ(特約なし) **Bタイプ** 基本契約+事故死亡上乗せ特約

加入 できる方	契約発効日(効力発生日)の満年齢		保 障 額		契約発効日(効力発生日)の満年齢		保 障 額	
	加入時年齢	タイプ	500万円	1,000万円	加入時年齢	タイプ	500万円	1,000万円
組合員 (本人) 配偶者	満50歳~満54歳	A	1,675円 (2,405円)	3,240円 (4,700円)	満65歳~満69歳	A	7,425円 (8,155円)	※14,240円 (15,700円)
		B	1,805円 (2,535円)	3,500円 (4,960円)		B	7,555円 (8,285円)	※14,500円 (15,960円)
	満55歳~満59歳	A	2,875円 (3,605円)	5,640円 (7,100円)	満70歳~満74歳	A	10,700円 (11,430円)	加入 できません
		B	3,005円 (3,735円)	5,900円 (7,360円)		B	10,830円 (11,560円)	
	満60歳~満64歳	A	4,225円 (4,955円)	※8,340円 (9,800円)	満75歳~満79歳	A	16,500円 (17,230円)	
		B	4,355円 (5,085円)	※8,600円 (10,060円)		B	16,630円 (17,360円)	

()内は旧掛金です。※満60歳~満69歳の保障額1,000万円の月掛金は組合員(本人)のみの適用となります。

CHECK! 昨年度の制度改定内容を改めてお知らせします!

火災保障の主な改定内容

1. 特約の新設

特約の新設により、ご契約者のニーズに合わせた保障を選択できます。

類焼損害保障特約

盗難保障特約

2. 保障内容の改善

保障内容を改善することで、もしものときにより安心できる制度となります。

付属建物等
風水害保障

バルコニー等
修繕費用保障

水道管凍結
修理費用保障

くわしい保障内容は
P.10をご覧ください。

自然災害保障の主な改定内容

1. 総支払限度額の引き上げ

より確かな支払責任を果たすため、自然災害共済実施生協全体の総支払限度額(注)を引き上げます。2015年2月と2016年4月にかけて段階的に限度額の引き上げを行います。

2,000億円

2,700億円
(2015年2月)

3,500億円
(2016年4月)

(注) 総支払限度額は、自然災害共済実施生協全体の総支払限度額となり、支払うべき所定の共済金総額が自然災害共済実施生協全体で設定する総支払限度額を超える場合は共済金を削減して支払います。

2. 「大規模半損(大規模半壊・大規模半焼)」区分の新設

地震保障の認定区分に「大規模半損(大規模半壊・大規模半焼)」の区分を新設します。

地震による 被害の程度	一口あたりの単価		改定	地震による被害の程度	一口あたりの単価	
	大型タイプ	標準タイプ			大型タイプ	標準タイプ
半損 (20%~70%未満)	15,000円	10,000円	→	大規模半損(50%~70%未満)	18,000円	12,000円
				半損(20%~50%未満)	15,000円	10,000円

お手続きのご案内

ご希望のお手続き方法へお進みください。



このまま継続をされる方は

(加入申込書記載の内容で継続される場合)

加入申込書の
ご提出は不要です。

火災保障の制度改定に伴う
「建物構造区分確認」が
お済みでない方は提出が必要です。

●追加・変更・一部解約をされる方 ●火災保障の制度改定に伴う 「建物構造区分確認」がお済みでない方

P.3~4の記入例を参考に必要事項を
ご記入のうえ、加入申込書をご提出ください。

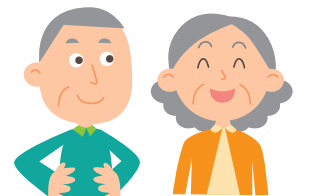
次の保障は新規・増額加入いただけます。

火災保障 自然災害保障 入院・手術保障
交通災害保障 終身医療保障 終身生命保障

⚠ 注意 ※新規・増額加入は、効力発生日時点の満年齢によって
加入いただけない場合があります。

次の保障は継続・変更(減額)のみの取り扱いとなります。新規・増額はできません。

生命・後遺障害保障



P.3へ

全解約をされる方は

P.5~6の記入例を参考に必要事項を
ご記入のうえ、加入申込書をご提出ください。

P.5へ



記入例

「追加」・「変更」・「一部解約」をされる場合

加入申込書記入例および記入上のご注意について

火災保障の制度改定に伴う建物構造区分確認がお済みでない場合、(仮)の構造区分を表示しています。
「ステップ1~3」、「建物構造区分」をご記入いただき、必ず申込書をご提出ください。

記入例をご確認いただき、記入漏れのないようにお願いします。

1 申込書記入日

■申込書記入日(告知日)

お申し込みの際は必ず申込書記入日(告知日)をご記入ください。

申込書記入日(告知日)は各保障に加入の際の引受判断基準日となる重要な日付となります。

【注】申込書記入日と予定発効日の年号の違いにご注意ください。

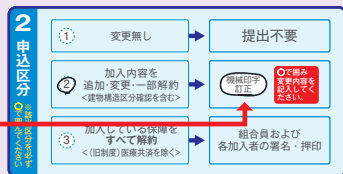
1 予定発効日(効力発生日)	2016年4月1日
申込書記入日(告知日)	2015年12月15日

2 申込区分

加入内容を変更される場合②「加入内容を追加・変更・一部解約」→「機械印字訂正」に○をご記入ください。

機械印字の訂正

ここに○印を付けた場合、機械印字された箇所を変更する際に訂正印の押印が不要となります。印字を「二重線」で訂正し、変更後の内容をご記入ください。



4 火災保障申込欄

■物件内容

物件内容(建物構造・住宅延面積・同居家族数等)に変更がある場合は、印字内容を「二重線」で訂正し、変更後の内容をご記入ください。目的物件住所が現住所と同じ場合は「①現住所と同じ」に○印を記入してください。物件内容の変更によって住宅・家財の加入限度額が変更となる場合がありますので、加入口数についてもご確認ください。

■現住所以外の物件住所

目的物件所在地に変更がある場合は、既加入内容を「二重線」で訂正し、変更後の郵便番号・物件住所をご記入ください。

■火災保障・自然災害保障・各種特約の変更・追加申し込み

印字されている既加入保障内容に変更がある場合、変更される内容・掛金などをご記入ください。

火災保障、自然災害保障、各種特約にご加入される場合はご記入ください。
※加入されない場合はご記入は不要です。

5 加入申込欄 (組合員欄・配偶者欄・家族欄①~②)

■家族(配偶者)加入欄

組合員欄同様に家族申込欄についても署名・職業告知・他の事故死亡保険契約など必要項目をご記入ください。
【注】家族契約の加入・変更・解約については、加入者同意が必要となり、加入者ごとの申込印(告知印)の押印が必要となります。

■追加加入欄が不足する場合

家族加入が3名以上となる場合、火災保障を2物件以上加入される場合は、別途加入申込書(白紙)にご記入いただき、すべての申込書をご提出ください。
申込書(白紙)は「ゆうゆうセンター」にて取り寄せてください。

終身生命保障、入院・手術保障、終身医療保障、交通災害保障にご加入される場合はご記入ください。※加入されない場合はご記入不要です。

■質問表回答欄

右記の保障に追加・増額加入を申し込む場合は、保障ごとに定められた質問表(加入申込書裏面記載)への回答(青い部分)が必要となります。回答をいただけない場合や回答内容によっては、加入をお引き受けできない場合がございます。

- 終身生命保障
- 入院・手術保障
- 終身医療保障
- 交通災害保障

■保障単位の追加・変更・一部解約

保障ごとに追加・変更・一部解約をされる場合は、以下のとおりご記入ください。
追加...保障額(加入タイプなど)および掛金をご記入ください。
変更...変更をされる保障額(加入タイプなど)および掛金を「二重線」で訂正し、変更後の保障額(加入タイプなど)および掛金を申込欄にご記入ください。
一部解約...申込欄の「解約する」を○で囲み、掛金を「二重線」で訂正し、「0円」とご記入ください。

■終身生命保障・終身医療保障の変更・解約について

終身生命保障・終身医療保障を解約および変更(増額・減額)される場合は、申込書提出後にあらためて変更内容、解約意思の確認をさせていただきます。

3 組合員記入欄

■氏名/ご署名

追加・変更・一部解約など加入内容に変更がある場合は、自(配偶者、家族が加入内容に変更される場合も、組合員の署名にてご署名ください。名・押印は必要です。)

■他の事故死亡保険契約の有無

加入申込書裏面に記載の他保険欄をお読みいただき、他の事故「有」に○を付けてください。「有」に○がなかった場合、「無し」みなします。前回「有」で今回「無し」に変更となった場合、「有」と二重線で消してください。

■職業告知

加入申込書裏面に記載の職業(職種)告知をお読みいただき、該当の職業(職種)をご記入ください。既加入者で職業(職種)が印字されている場合は、ご確認のうえ、変更がある場合は正しい職業コードをご記入ください。なお職業コードが「99」の場合は、具体的な職業名をカタカナでご記入ください。

■現住所

現住所に変更がある場合は、印字された住所の下段に郵便番号・新住所をカタカナでご記入ください。また、住所変更の理由についてもご記入ください。※住所変更がない場合はご記入は不要です。

■電話番号

現在登録の電話番号を確認いただき、変更の場合は必ず変更後の電話番号をご記入ください。

■申込印(告知印)

加入内容に変更がある場合は申込印(告知印)を必ず押印ください。

★職業告知欄(必ず押印)	★他の事故死亡に保険契約の有無
職業コード(99)の場合 職業名(カタカナ)を記入	他保険有 無
00 職業名(カタカナ)	

(旧制度)医療共済の加入がある方
(2016年3月末満期の方は除く)

申込書兼告知書の右端にご加入内容の案内がされています。(解約・切替を希望される場合は別途手続きが必要です。「ゆうゆうセンター」までご連絡ください。)

(旧制度)医療共済が2016年3月末に満期をむかえる方

該当の方には案内と手続書類が同封されていますので参照ください。(この欄には表示されません。)

掛金合計

2016年4月1日発効(効力発生日)時点の掛金合計が印字されています。(旧制度医療共済の掛金は含まれていません。)加入内容の変更にもない、掛金合計が変更となる場合は、掛金合計欄に変更後の掛金をご記入ください。ご加入内容・掛金を確認いただくために加入申込書のご提出の際は、「組合員用控え」(3枚目)を必ず保管ください。

申込書本体の3枚目を保管

加入申込書に★が付された項目は「重要事項(告知事項)」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、共済金(保険金)のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがありますので、正しくご記入ください。★が付された項目は「通知事項」ですので内容に変更がある場合はご通知いただく必要があります。

訂正印

自筆にてご記入された内容を訂正する場合は、訂正印の押印が必要となります。訂正箇所を「二重線」で訂正し、申込印と同じ印鑑で押印をお願いします。

をもって契約が終了となる方は、加入・継続加入申込書に既加入内容が印字されません。「0円」となります。

を付け、その加入者の合計掛金を「二重線」で訂正し、「0円」とご記入ください。

■各保障の年齢満了および終身生命保障払込満了時の印字内容について
継続期間が定められた保障において、年齢満了にともない今年度(2016年3月31日)また、終身生命保障の掛金払込満了の方は申込欄に「払済契約」と印字され掛金は

■加入者単位の解約

加入者単位で解約される場合は、「加入者単位の解約」欄の「解約する」に○

加入申込書記入例および記入上のご注意について

火災保障

火災等の被害から
「住宅」「家財」を守るための保障

引受団体／全労済…「風水害等給付金付火災共済」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」「借家人賠償責任特約」

- おすすめポイント**
- 万一のとき再建を第一に考えた“再取得価額保障”。
 - 住宅の70%以上の焼破損で全焼扱い。

【保障期間】2016年4月1日～2017年3月31日



火災等保障 保障期間中に火災等の事由により「住宅」「家財」に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	1口あたりの共済金	保障額
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	加入額の全額
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	住宅・家財それぞれの加入額を限度とした再取得価額

再取得価額とは

住宅や家財が火災等にあつたとき、時価額ではなく、同程度のものを新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額。

【例】10年前に購入した冷蔵庫が火災により損失した場合



臨時費用保障

火災等共済金の15%
(200万円が限度)

●臨時費用保障とは
「火災などのとき」による罹災後の臨時の支出にあてる費用としてお支払いするものです。



ゆうゆうの火災保障なら
「再取得価額保障」でお支払い！



風水害等保障 保障期間中に左記の事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	損壊率	70%以上	30,000円 300万円
半壊	損壊率	20%～70%未満	15,000円 150万円
一部壊	損害額	100万円を超える	4,000円 40万円
		50万円を超え100万円以下	2,000円 20万円
		20万円を超え50万円以下	1,000円 10万円
		10万円を超え20万円以下	500円 5万円
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円 150万円
		100～150cm未満	10,000円 100万円
		70～100cm未満	7,000円 70万円
		40～70cm未満	5,000円 50万円
		40cm未満	3,000円 30万円
	50%未満	100cm以上	3,000円 30万円
		100cm未満	1,000円 10万円

臨時費用保障

風水害等共済金の15%

●臨時費用保障とは
「風水害などのとき」による罹災後の臨時の支出にあてる費用としてお支払いするものです。



風水害保障なしタイプ加入の方

風水害等にかかわる以下の保障は対象外となります。

- 風水害等保障
- 臨時費用保障

重要 (1) 住宅・家財いずれかのみの契約の場合、共済金は上表「支払限度額」の半額となります。(2) 支払われる共済金の額は、住宅・家財の保障額の割合に応じて割りふって支払われます。(3) 1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。(4) 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより認定します。(5) 住宅外部に損壊のない雨水の吹き込み、浸み込み、漏入は風水害等の損害には含まれません。(6) 風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。(7) 損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。



地震等
災害見舞金

この見舞金は、火災保障・自然災害保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

地震等による損害を被り、住宅の損害額が20万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(火災保障への加入が30口以上の場合に限りです)。※地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます。※貸家契約、空家契約は対象となりません。

付随する保障など



諸費用保障

共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払った場合、賃借人が居住する住宅に損害が生じ、修理のための費用を支払った場合にお支払いします。

失火見舞費用保障

保障額(下記のいずれか少ない額)
100万円または加入額の20%
(1世帯40万円を限度)

漏水見舞費用保障(マンション構造のみ)

保障額(下記のいずれか少ない額)
50万円または加入額の20%
(1世帯15万円を限度)

修理費用保障(マンション構造のみ)

保障額(下記のいずれか少ない額)
100万円または加入額の20%

バルコニー等修繕費用保障(マンション構造のみ)

区分所有建物で共用部分(専用使用権付共用部分:バルコニー、窓ガラス等)が火災等により損害を受けて、加入者が修繕した費用を実損額でお支払いします。(住宅契約への加入の場合に限りです。)

保障額(下記いずれか少ない額を限度)

1事故30万円または加入額(1世帯あたり)

水道管凍結修理費用保障

専用水道管が凍結したことにより損壊(パッキングのみに生じた損壊を除く)した場合の修理費用を実損額でお支払いします。(住宅契約への加入が20口以上の場合に限りです。)

保障額

1事故10万円を限度(1世帯あたり)

特別保障

住宅災害死亡保障

火災等、風水害等の住宅災害により、組合員(本人)またはその人と生計を一にしている親族が事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。

保障額

1人につき1口あたり5,000円
(1人300万円を限度)

風呂の空だき見舞金

風呂釜および浴槽が以下の状態になった場合にお支払いします。

保障内容	保障額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

付属建物等風水害保障

風水害等により住宅の付属工作物や付属建物に10万円を超える損害が生じた場合に、共済金をお支払いします。(住宅契約への加入が20口以上の場合に限りです。)

保障額

1事故20,000円
(1世帯あたり)

持ち出し家財保障

住宅内から一時的に持ち出された共済の目的である家財が日本国内の他の建物内で、火災等で損害を受けた場合にお支払いします。(家財契約への加入の場合に限りです。)

保障額(下記のいずれか少ない額)
100万円または家財の加入額の20%

付帯できる特約

類焼損害保障特約

自宅が火元となった火災で周囲の住宅や家財を類焼させた場合、類焼先の住宅および家財に生じた損害を保障します。

火災保障では、以下の3つの特約をニーズに合わせて選択できます。

自宅が火元の火災で隣家の住宅や家財への損害を保障します。

保障額
最高1億円(保障期間中の支払金額の合計)
●火災保障に30口以上(住宅・家財の合計)加入している場合に付帯できます。



盗難保障特約

盗難により共済の目的である「家財」に損害が生じた場合に保障します。

- 自然災害保障に加入している場合は付帯できません。(自然災害保障に盗難保障がセットされているため)
- 火災保障の家財契約に30口以上加入している場合に付帯できます。

火災保障のみの加入でも盗難による家財を保障します。

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷(家財のみ保障)	最高300万円
通貨(1万円以上)	最高20万円
預貯金証書	最高200万円
持ち出し家財	最高60万円



借家人賠償責任特約

賃貸住宅にお住まいの方におすすめな保障です。

損害賠償保障 居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	加入額を限度とした損害賠償金の額 (500万円～4,000万円)

- 火災保障の家財契約に20口以上加入している場合に付帯できます。
- 借用住宅が共済契約関係者の所有している物件の場合は加入できません。
- 加入者と借用住宅の貸主との間で借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされている場合に加入できます。
- [加入額の目安]はP.16をご参照ください。

賠償費用保障 損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、加入額を限度にお支払いします。

具体的な費用
①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③示談交渉に要した費用
※②、③については、書面により全労済の同意が必要です。
※②、③については、損害賠償金の額が契約共済金額を超える場合は、契約共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

自然災害保障

風水害、地震等の被害から「住宅」「家財」を守るための保障

引受団体／全労済…「自然災害共済」

おすすめポイント ■ 地震などのとき **【大型タイプ】** 最高1,800万円※、風水害などのとき **【大型タイプ】** 最高4,200万円※の保障。
■ 盗難による建物や家財の被害も保障。 ※住宅400口、家財200口に加入の場合の最高保障額です。

【保障期間】 2016年4月1日～2017年3月31日

ご注意 自然災害保障は火災保障にプラスしてご加入いただく保障です。
火災保障の加入口数と異なる口数や、自然災害保障単独でのご加入はできません。

自然災害保障にご加入いただく場合は、**【大型タイプ】** **【標準タイプ】** のいずれかをお選びください。
なお、ご契約にあたっては、住宅1棟につき、1タイプとなりますので、複数の契約がある場合には、同一タイプに統一のうえ、ご加入ください。



風水害等保障 申込日の翌日から8日目以降の保障期間中に左記の事由により共済の目的である住宅または家財に被害が生じた場合に保障します。

		大型タイプ		標準タイプ			
被害の程度	損害の程度		1口あたりの 共済金	支払限度額	1口あたりの 共済金	支払限度額	
全壊・流失	損壊率	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半壊		50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円	
		30%～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円	
		20%～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円	
一部壊 ※1	損害額	100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円	
		50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円	
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円	
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円	
床上 浸水	全床面 50% 以上	居室の 床面から の高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
			100～150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
			70～100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
			40～70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
			40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	50% 未満		100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円
			100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円

重要 ※1…一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。(1)風水害等による共済の目的である住宅の損壊(床上および床下への浸水による損壊を除く)による損壊額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損壊額が10万円を超える場合。(2)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合。【留意事項】「火災保障 風水害などのとき **重要**」(P.9)の(3)～(7)が適用となります。さらに、**加えて次の事項が適用されます。**(1)風水害等保障における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等保障の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。

用語解説 (火災保障・自然災害保障共通)	・損壊とは、壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいいます。 ・床上浸水とは、居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間・たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
-------------------------	--

大型タイプ に付随する保障内容

付属建物等特別保障 風水害等により「付属工作物または付属建物」に被害が生じた場合、付属建物等特別保障として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし、住宅契約の加入口数が20口以上の場合に限りです。

被害の程度	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり3万円

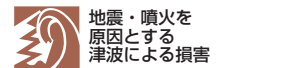
重要 ●申込日以前に生じた風水害等により、申込日の翌日から7日以内の保障期間中に生じた損害に対しては付属建物等特別保障を支払いません。●付属工作物とは、塀やカーポート等を、付属建物とは物置や車庫等をいいます。



風水害保障なしタイプ加入の方

風水害等にかかわる以下の保障は対象外となります。

- 風水害等保障
- 付属建物等特別保障(風水害等による損害)



地震等保障 地震等により共済の目的である住宅または家財を収容する住宅に被害が生じ、住宅の損害額が100万円を超える場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊・大規模半焼	50%～70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半壊・半焼	20%～50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部壊・一部焼	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別保障 住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合は、地震等特別保障として、下記の金額をお支払いします。ただし加入口数が20口以上の場合に限りです。

損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
	支払額		支払額	
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1回の事故につき 一世帯あたり4.5万円		1回の事故につき 一世帯あたり3万円	

重要 ●72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に被害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。●共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊・一部焼として家財契約の共済金をお支払いします。(なお、この場合は地震等特別保障は対象となりません。●物置・車庫・納屋等の付属建物、門・塀・垣根等の付属工作物の損害は対象外となります。●損害額は全労済が定めた再取得価額にて算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

大型タイプ に付随する保障内容

付属建物等特別保障 地震等により「付属工作物または付属建物」に被害が生じた場合、付属建物等特別保障として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし、住宅契約の加入口数が20口以上の場合に限りです。

被害の程度	支払額
地震等による損害額が20万円を超える場合	1世帯あたり3万円

重要 ●付属工作物とは、塀やカーポート等を、付属建物は物置や車庫等をいいます。



盗難保障

共通
大型タイプ
標準タイプ

盗難により保障期間中に共済の目的である住宅・家財に被害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下記の支払限度額の範囲で、お支払いします。

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	加入額を限度
通貨(1万円以上)	20万円または家財の加入額のいずれか低い額
預貯金証書	200万円または家財の加入額のいずれか低い額
持ち出し家財	100万円または家財の加入額の20%のいずれか低い額

重要 ●汚損、損傷による共済金の額は、「火災保障」より支払われる場合には、火災等保障と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。●通貨・預貯金証書については、共済の目的である家財を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。●通貨・預貯金証書の保障額は実際の損害額、またはそれぞれの支払限度額のいずれか低い額となります。●通貨・預貯金証書・持ち出し家財の保障は、家財契約への加入の場合に限りです。●預貯金証書の損害は、以下の事実があったときに限りです。①盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。②預貯金が引き出されていたこと。※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

傷害費用保障

共通
大型タイプ
標準タイプ

風水害等、地震等、盗難および火災等の住宅災害により、組合員(本人)またはその人と生計を一にする親族が傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいになった場合、障がいの程度に応じてお支払いします。

支払限度額
1口あたりの共済金額は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円

重要 ●身体障がいとは、全労済が定める「身体障害等級別支払割合表(P.67)」の状態をいいます。



風水害保障なしタイプ加入の方

風水害等にかかわる以下の保障は対象外となります。

- 傷害費用保障(風水害等による死亡または身体障がい)

建物構造区分

「火災保障」、「自然災害保障」への加入にあたっては、お住まいの住宅の建物構造区分によって以下の3区分よりご契約いただきます。

建物構造区分	主な構造など
木造構造	「マンション構造」および「鉄骨・耐火構造」に該当しない住宅
鉄骨・耐火構造	「マンション構造」に該当しない以下の住宅 ●コンクリート造 ●鉄骨造の住宅 ●耐火・準耐火建築物、省令準耐火建物
マンション構造	●コンクリート造の共同住宅 ●耐火建築物の共同住宅

マンション構造における「風水害保障なしタイプ」の選択について

建物構造区分が「マンション構造」となる方は、風水害などによる保障を不担保とし、月掛金を引き下げた「マンション構造（風水害保障なしタイプ）」を選択することができます。

〔注意〕火災保障で「風水害保障なしタイプ」で加入した場合、自然災害保障に加入する場合も「風水害保障なしタイプ」での加入となります。



月掛金

建物構造区分および「火災保障（借家人賠償責任特約、類焼損害保障特約、盗難保障特約）」、「自然災害保障（大型タイプ・標準タイプ）」の選択により、ご加入一口あたりの月掛金や特約の月掛金は以下のとおりとなります。

火災保障

建物構造区分	一口あたりの月掛金
木造構造	6.0円
鉄骨・耐火構造	3.5円
マンション構造	3.0円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	2.5円

火災保障の特約

	借家人賠償責任特約	類焼損害保障特約	盗難保障特約
建物構造区分	一口あたりの月掛金	月掛金	
木造構造	4.0円	200円	100円
鉄骨・耐火構造	2.0円		
マンション構造	1.5円		

自然災害保障

大型タイプ

標準タイプ

建物構造区分	一口あたりの月掛金	
木造構造	14.0円	9.5円
鉄骨・耐火構造	9.0円	6.0円
マンション構造	8.0円	5.5円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	7.0円	5.0円



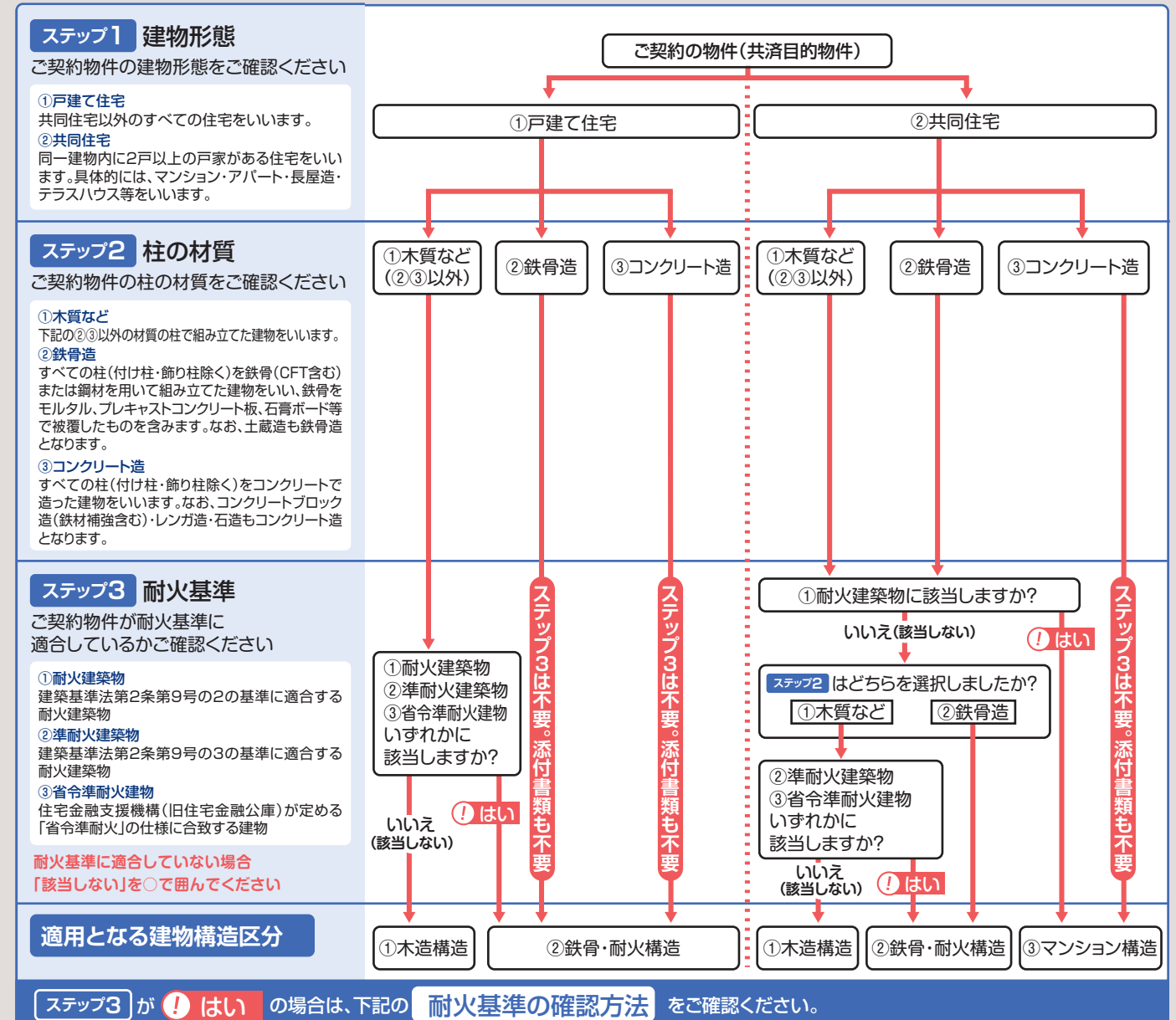
お住まいの必要保障額と掛金を計算してみましょう。 P.15へ

建物構造区分の確認について

「火災保障」、「自然災害保障」への加入にあたっては、現在お住まいの住宅の建物構造区分をご確認いただく必要があります。以下のガイドに沿って、お住まいの建物構造区分を確認してください。

建物構造区分確認ガイド

この流れ図に沿って建物構造区分をご確認ください。



①各種確認資料（建物確認申請書、仕様書、他保険証券など）のご提出

対象となる建物の建築確認書、設計仕様書、設計図面、その他ハウスメーカー、販売者、不動産賃貸業者等の作成する資料にて証明ください。また、火災保障の目的となる建物・家財について、他の損害保険会社で契約した火災保険契約（以下「他の契約」といいます。）がある場合、「他の契約」の保険証券に記載されている構造級別（M構造・T構造）を火災保障の構造区分に読み替えて適用（M構造は「マンション構造」、T構造は「鉄骨・耐火構造」）することができます。

②4階建て以上の建物で3階以上の階が共同住宅である場合（昭和35年以後建築のもの）

建物の階数が4階以上であり、かつ3階以上が共同住宅として使われている建物は、法令上、耐火建築物とすることが義務付けられています。このような建物は、【耐火基準】を満たすことが明らかであるため、耐火建築物であることを確認する資料の提出は不要です。

③耐火基準申請書（全労済所定の書類）のご提出

対象となる建物が耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物のいずれかの耐火基準に合致する建物であることを、施工者・販売者・不動産賃貸業者等より証明ください。

④ハウスメーカー名・住宅名・商品名での確認

ハウスメーカー名・住宅名・商品名をもとに、耐火基準コード表（P.63～P.65）にてご確認ください。
※重要事項説明書記載の耐火基準コード表に記載のない場合は、①～③の方法でご確認ください。

トヨタホームの戸建ては大部分が **ステップ1** 「①戸建て住宅」、**ステップ2** 「②鉄骨造」、**ステップ3** 記入不要、適用となる建物構造区分「②鉄骨・耐火構造」です。（過去の商品、販売店のオリジナル商品など、この限りでない場合もありますので仕様をお確かめのうえ、ご記入ください。）

火災保障・自然災害保障

生活再建に必要な保障額を確認して、掛金を計算してみましょう。

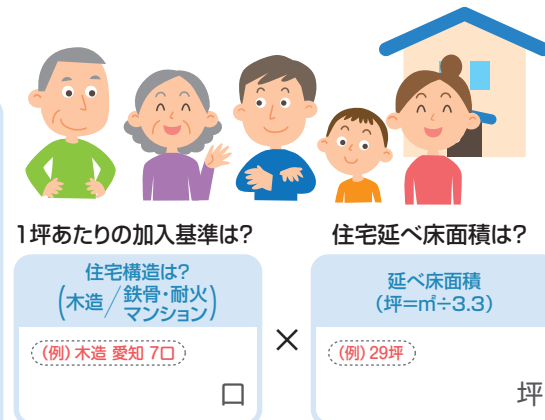
住宅に必要な保障額を計算します。

持ち家にお住まいの方

住宅の加入基準口数(評価額) 最高限度口数400口(4,000万円)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準口数
木造構造	東京・神奈川・京都・大阪	8口(80万円)
	宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・長野・山梨・静岡・富山・石川・福井・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・和歌山・兵庫・島根・鳥取・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	7口(70万円)
	北海道・青森・岩手・秋田・山形・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	6口(60万円)
	その他の道県	7口(70万円)
鉄骨・耐火構造 マンション構造	東京・神奈川	9口(90万円)
	埼玉・千葉・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫	8口(80万円)
	その他の道県	7口(70万円)

※坪数で端数が生じる場合は切り上げて計算してください。



注意 偶数口数で申し込みください。

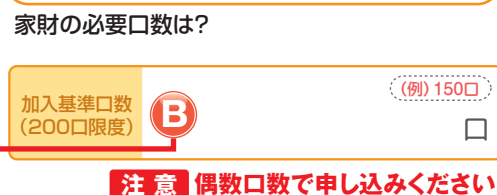
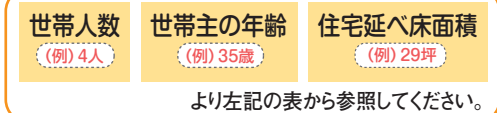
家財に必要な保障額を計算します。

持ち家にお住まいの方／賃貸住宅にお住まいの方

家財の加入基準口数(評価額) 最高限度口数200口(2,000万円)

住宅 延べ床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	50口 (500万円)	90口 (900万円)	100口 (1,000万円)	110口 (1,100万円)	120口 (1,200万円)
	30歳以上 40歳未満	60口 (600万円)	130口 (1,300万円)	140口 (1,400万円)	150口 (1,500万円)	160口 (1,600万円)
	40歳以上	70口 (700万円)	180口 (1,800万円)	190口 (1,900万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)
10坪未満	上記の口数または70口(700万円)のいずれか少ない口数					

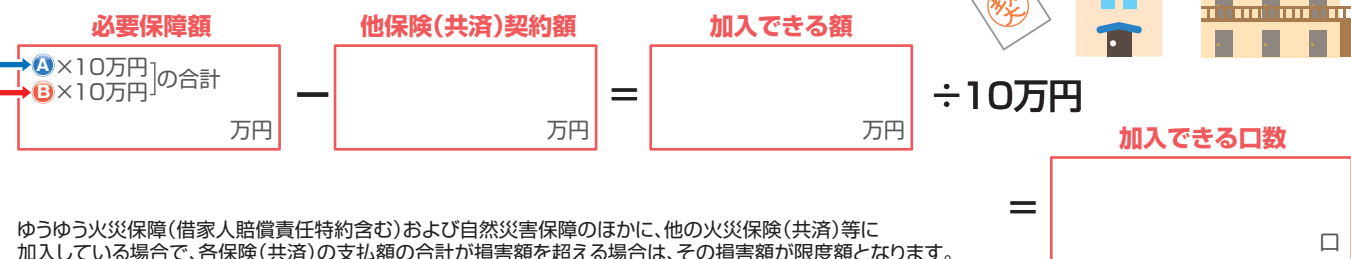
※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。
 ※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。



注意 偶数口数で申し込みください。

他の火災保険(共済)などに加入の場合

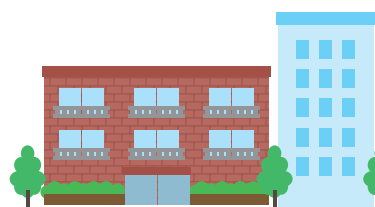
ゆうゆう火災保障と他の火災保険(共済)の重複加入となる場合は、必要保障額(加入基準)からすでに加入されている他の火災保険(共済)の契約金額を差し引いた額でお申し込みください。(CO・OP火災共済に加入している方は、ゆうゆう火災保障との重複加入はできません。)



借家人賠償責任特約の保障額を算出しましょう。

賃貸住宅にお住まいの方

あなたの希望する保障額

〈加入額算出の目安〉を参考に
ご希望の口数をお申し込みください。

右表以外にも借戸室の延べ床面積を問わず
50口(500万円)～400口(4,000万円)
の範囲で加入できます。

= C □

注意 偶数口数で申し込みください。

借家人賠償責任特約(加入額算出の目安)

借戸室の延べ床面積	口数
30㎡未満	50口(500万円)
30～50㎡未満	100口(1,000万円)
50～70㎡未満	150口(1,500万円)
70㎡以上	200口(2,000万円)

合計掛金を算出してみましょう!

火災保障

火災保障	1口あたりの月掛金	
	木造構造	6.0円
	鉄骨・耐火構造	3.5円
	マンション構造	3.0円
	マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	2.5円

$$\times \left(\begin{matrix} \text{(例) 204口} \\ \text{A} \\ \text{(住宅)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(例) 150口} \\ \text{B} \\ \text{(家財)} \end{matrix} \right) = \begin{matrix} \text{火災保障の掛金} \\ \text{(例) 354口} \times 6円 = 2,124円 \\ \text{㉓} \end{matrix}$$

+

火災保障(特約)

借家人賠償責任特約	1口あたりの月掛金	
	木造構造	4.0円
	鉄骨・耐火構造	2.0円
	マンション構造	1.5円

$$\times \begin{matrix} \text{C} \\ \text{(借家人賠償)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{借家人賠償責任特約の掛金} \\ \text{㉔} \end{matrix}$$

+

類焼損害保障特約	月掛金
	200円

$$\times \begin{matrix} \text{類焼損害保障特約の付帯について} \\ \text{特約の付帯は、火災保障への加入が30口以上} \\ \text{(住宅・家財の合計口数)の場合に限りです。} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{類焼損害保障特約の掛金} \\ \text{(例) 類焼損害保障特約200円} \\ \text{㉕} \end{matrix}$$

+

盗難保障特約	月掛金
	100円

$$\times \begin{matrix} \text{盗難保障特約の付帯について} \\ \text{●特約の付帯は、火災保障への加入が30口以上} \\ \text{(家財契約)の場合に限りです。} \\ \text{●自然災害保障に加入していない場合に限りです。} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{盗難保障特約の掛金} \\ \text{㉖} \end{matrix}$$

+

自然災害保障

自然災害保障	1口あたりの月掛金	
	木造構造	標準タイプ 9.5円
		大型タイプ 14.0円
	鉄骨・耐火構造	標準タイプ 6.0円
		大型タイプ 9.0円
	マンション構造	標準タイプ 5.5円
		大型タイプ 8.0円
	マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	標準タイプ 5.0円
		大型タイプ 7.0円

$$\times \left(\begin{matrix} \text{(例) 204口} \\ \text{A} \\ \text{(住宅)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(例) 150口} \\ \text{B} \\ \text{(家財)} \end{matrix} \right) = \begin{matrix} \text{自然災害保障の掛金} \\ \text{(例) 354口} \times 14円 \text{ (大型タイプ)} = 4,956円 \\ \text{㉗} \end{matrix}$$

必要にあわせて「火災保障+自然災害保障」、
「火災保障のみ」のどちらかをお選びください。

||

掛金を合計してください

$$\text{(例) 火災保障2,124円+自然災害保障(大型タイプ) 4,956円+類焼損害保障特約200円=合計7,280円}$$

$$\text{㉘+㉔+㉕+㉖+㉗=}$$

円

終身医療保障

一生涯にわたる病気やけがによる入院・手術保障

引受団体／全労済…「終身生命共済 終身医療プランベーシックタイプ」

- おすすめポイント**
- 入院と手術に特化したシンプルな保障内容。
 - 終身契約のため契約更新による掛金増加はありません。(加入時の月掛金が変わりません。)

【保障期間】2016年4月1日～終身保障

1 保障内容と保障額

「終身医療保障」の保障内容は以下のとおりです。

基本契約

入院したとき

入院保障

保障期間中に病気やけがで入院したとき、入院1日目(日帰り入院も保障)から180日分までお支払いします。全保障期間を通算して、1,000日分を限度とします。

手術を受けたとき

手術保障

保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。

保障は一生涯

保障額

保障名	保障額	3,000円	5,000円
入院保障	日額	3,000円	5,000円
手術保障	1回につき	30,000円	50,000円



ちょっとコラム

加入例 満20歳(男性)が入院日額3,000円に加入した場合

終身医療保障

一生涯にわたって保障

掛金払込:月掛金 **1,062円**

加入時の掛金が一生涯変わりません!

退職後も安心して継続できます!

満20歳

満80歳

加入.....掛金の払い込みは一生涯となります。.....➔

掛金の払込免除

加入者が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ保障期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったときは掛金の払い込みが免除となります。掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書(P.44)でご確認ください。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方

組合員(本人)
配偶者
その他家族※2

加入できる年齢
(効力発生日時点)

満15歳～満75歳

継続契約

終身

保障額※3

日額5,000円
または
日額3,000円

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表D」
および「職業告知」欄への回答
が必要となります。

職業告知欄
コード表H

質問表D



ZENROSAI NEWS

終身医療保障

3 月掛金について

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。効力発生日(一斉展開の場合、2016年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

入院日額(加入額) 3,000円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男性	女性
15歳	954円	966円
16歳	978円	984円
17歳	996円	1,014円
18歳	1,014円	1,038円
19歳	1,038円	1,062円
20歳	1,062円	1,092円
21歳	1,086円	1,116円
22歳	1,116円	1,140円
23歳	1,140円	1,170円
24歳	1,164円	1,194円
25歳	1,194円	1,224円
26歳	1,218円	1,248円
27歳	1,248円	1,272円
28歳	1,278円	1,302円
29歳	1,314円	1,332円
30歳	1,344円	1,356円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男性	女性
31歳	1,380円	1,380円
32歳	1,410円	1,410円
33歳	1,446円	1,446円
34歳	1,482円	1,476円
35歳	1,524円	1,518円
36歳	1,566円	1,554円
37歳	1,608円	1,596円
38歳	1,656円	1,644円
39歳	1,704円	1,692円
40歳	1,752円	1,746円
41歳	1,794円	1,794円
42歳	1,848円	1,854円
43歳	1,908円	1,908円
44歳	1,962円	1,968円
45歳	2,022円	2,034円
46歳	2,088円	2,100円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男性	女性
47歳	2,154円	2,166円
48歳	2,214円	2,226円
49歳	2,286円	2,298円
50歳	2,364円	2,376円
51歳	2,442円	2,454円
52歳	2,526円	2,538円
53歳	2,604円	2,616円
54歳	2,688円	2,706円
55歳	2,778円	2,796円
56歳	2,874円	2,898円
57歳	2,964円	2,994円
58歳	3,066円	3,102円
59歳	3,180円	3,222円
60歳	3,294円	3,342円
61歳	3,402円	3,462円
62歳	3,528円	3,600円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男性	女性
63歳	3,654円	3,744円
64歳	3,786円	3,894円
65歳	3,924円	4,056円
66歳	4,074円	4,224円
67歳	4,230円	4,410円
68歳	4,398円	4,602円
69歳	4,566円	4,812円
70歳	4,752円	5,022円
71歳	4,944円	5,256円
72歳	5,148円	5,490円
73歳	5,352円	5,742円
74歳	5,574円	6,006円
75歳	5,802円	6,282円

(団体割引適用掛金)

入院日額(加入額) 5,000円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男性	女性
15歳	1,590円	1,610円
16歳	1,630円	1,640円
17歳	1,660円	1,690円
18歳	1,690円	1,730円
19歳	1,730円	1,770円
20歳	1,770円	1,820円
21歳	1,810円	1,860円
22歳	1,860円	1,900円
23歳	1,900円	1,950円
24歳	1,940円	1,990円
25歳	1,990円	2,040円
26歳	2,030円	2,080円
27歳	2,080円	2,120円
28歳	2,130円	2,170円
29歳	2,190円	2,220円
30歳	2,240円	2,260円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男性	女性
31歳	2,300円	2,300円
32歳	2,350円	2,350円
33歳	2,410円	2,410円
34歳	2,470円	2,460円
35歳	2,540円	2,530円
36歳	2,610円	2,590円
37歳	2,680円	2,660円
38歳	2,760円	2,740円
39歳	2,840円	2,820円
40歳	2,920円	2,910円
41歳	2,990円	2,990円
42歳	3,080円	3,090円
43歳	3,180円	3,180円
44歳	3,270円	3,280円
45歳	3,370円	3,390円
46歳	3,480円	3,500円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男性	女性
47歳	3,590円	3,610円
48歳	3,690円	3,710円
49歳	3,810円	3,830円
50歳	3,940円	3,960円
51歳	4,070円	4,090円
52歳	4,210円	4,230円
53歳	4,340円	4,360円
54歳	4,480円	4,510円
55歳	4,630円	4,660円
56歳	4,790円	4,830円
57歳	4,940円	4,990円
58歳	5,110円	5,170円
59歳	5,300円	5,370円
60歳	5,490円	5,570円
61歳	5,670円	5,770円
62歳	5,880円	6,000円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男性	女性
63歳	6,090円	6,240円
64歳	6,310円	6,490円
65歳	6,540円	6,760円
66歳	6,790円	7,040円
67歳	7,050円	7,350円
68歳	7,330円	7,670円
69歳	7,610円	8,020円
70歳	7,920円	8,370円
71歳	8,240円	8,760円
72歳	8,580円	9,150円
73歳	8,920円	9,570円
74歳	9,290円	10,010円
75歳	9,670円	10,470円

(団体割引適用掛金)

重要

※1…所定の手術とは、重要事項説明書(P.70)で定める「終身医療保障における手術支払割合表」に記載の手術が対象となります。※2…「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。※3…終身医療保障の加入は、日額5,000円または日額3,000円のどちらか一方のみ加入が可能です。●効力発生日(2016年4月1日)時点で満0歳～満14歳までの方は加入ができません。●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますので質問表へのご回答は正しくお答えください。●職業・職種によって加入額を制限する場合や加入をお断りする場合があります。●過去2年以内の発効契約において「終身医療保障」ならびに、ゆうゆう共済「医療共済」または、全労済の「総合医療共済」の入院日額を通算して、入院日額10,000円を超える場合は質問表への回答のほかに、全労済所定の健康診断書を提出していただくことがあります。

入院・手術保障

毎年見直すことが可能な
大型の医療保障

CHECK!
女性特有の
疾病※も保障

引受団体、共栄火災…「医療保険(1年契約用)」 全トヨタ労連…「自家医療共済」

- おすすめポイント
- 日帰り手術(入院の有無を問わず)や、日帰り入院も保障されます。
 - 2つの特約でニーズに合わせた保障を選択可能です。

【保障期間】 2016年4月1日～2017年3月31日 【共栄火災引受分】2016年4月1日午前0時～2017年4月1日午後4時
(継続加入の場合は、2016年4月1日午後4時～2017年4月1日午後4時)

※「帝王切開、子宮頸がん等」が該当します。詳しくは「ゆうゆうセンター」にお問合せください。

1 保障内容と保障額(加入タイプ)

基本契約(入院・手術保障)および各特約(医療上乗せ特約、三大疾病特約)の保障内容は以下のとおりとなります。

基本契約

入院したとき

入院保障

保障期間中に病気やけがで入院した場合に、入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。※P.46「お支払い例」を参照。

手術を受けたとき

手術保障

保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けた場合に、手術の種類により、入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

+

特約の付帯で安心!

医療上乗せ特約

長期間入院したとき

長期入院保障

保障期間中に病気やけがによる入院が連続して90日以上となった場合および連続して180日以上となった場合、各々1回、下表の金額をお支払いします。

先進医療を受けたとき

先進医療費用保障

保障期間中の病気やけがによる入院中に先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、下表の金額を限度にお支払いします。

入院前後に通院をしたとき

入院前後通院保障

保障期間中に病気やけがによる治療で入院保障が支払われた場合、その前後の通院について下表の金額をお支払いします。入院前通院は入院開始日の前日以前90日間の通院を対象とし、30日分を限度にお支払いします。退院後通院は退院日の翌日からその日を含めて180日間の通院を対象とし、60日分を限度にお支払いします。

+

特約の付帯でさらに安心!!

三大疾病特約

三大疾病とはじめて診断されたとき

診断保障

保障期間中に三大疾病(P.48)とはじめて診断された場合に三大疾病入院日額の100倍をお支払いします。(それぞれ加入者の生涯にわたり1回のみ)なお、「上皮内新生物等」と診断された場合は、三大疾病入院日額の10倍をお支払いします。(加入者の生涯にわたり10回が限度)

三大疾病で入院したとき

三大疾病入院保障

加入者が、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「入院保障」の支払対象となる入院をした場合にお支払いします。(支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)

三大疾病で手術を受けたとき

三大疾病手術保障

加入者が、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「手術保障」の支払対象となる手術を受けた場合に三大疾病入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

保障額

保障額		日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円
基本契約	入院保障	日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円
	手術保障	3万円・6万円・12万円	5万円・10万円・20万円	8万円・16万円・32万円	10万円・20万円・40万円
医療上乗せ特約	長期入院保障	18万円	30万円	48万円	60万円
	先進医療費用保障	最高60万円	最高100万円	最高160万円	最高200万円
三大疾病特約	入院前後通院保障	日額900円	日額1,500円	日額2,400円	日額3,000円
	診断保障	30万円	50万円	80万円	100万円
		上皮内新生物等は三大疾病入院保障の10倍(10回限度)			
三大疾病特約	三大疾病入院保障	日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円
	三大疾病手術保障	3万円・6万円・12万円	5万円・10万円・20万円	8万円・16万円・32万円	10万円・20万円・40万円

入院・手術保障

加入タイプ

「入院・手術保障」にご加入の場合は、保障額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

Aタイプ～Dタイプのいずれか1つをお選びください。

Aタイプ	基本契約
Bタイプ	基本契約 + 医療上乗せ特約
Cタイプ	基本契約 + 三大疾病特約
Dタイプ	基本契約 + 医療上乗せ特約 + 三大疾病特約

自分に
ピッタリの
タイプが
選べるんだね

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		加入時年齢における保障額の範囲
	新規契約	継続契約	保障額の範囲
組合員(本人)	満15歳～満64歳 (配偶者:満16歳～満64歳)	満79歳まで	日額3,000円～日額10,000円
配偶者			
その他家族 (組合員の子ども・同居の親族)	満0歳～満64歳	満79歳まで	日額3,000円～日額5,000円

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表E」および「職業告知」欄への回答が必要となります。

質問表E 職業告知欄
コード表H

3 月掛金について

ご希望の保障額・保障タイプより月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。効力発生日(一斉展開の場合、2016年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入(継続)時年齢	加入できる方 (保障額の範囲)	基本契約額 (入院日額保障)	Aタイプ (基本のみ)	Bタイプ (基本+医上)	Cタイプ (基本+三大)	Dタイプ (基本+医上+三大)
満0歳～満59歳	組合員(本人) 配偶者 その他家族	日額10,000円	1,500円	1,900円	2,700円	3,100円
		日額8,000円	1,200円	1,520円	2,160円	2,480円
		日額5,000円	750円	950円	1,350円	1,550円
		日額3,000円	450円	570円	810円	930円

加入(継続)時年齢	加入できる方 (保障額の範囲)	基本契約額 (入院日額保障)	Aタイプ (基本のみ)	Bタイプ (基本+医上)	Cタイプ (基本+三大)	Dタイプ (基本+医上+三大)
満60歳～満79歳	組合員(本人) 配偶者 その他家族	日額10,000円	3,500円	5,200円	11,500円	13,200円
		日額8,000円	2,800円	4,160円	9,200円	10,560円
		日額5,000円	1,750円	2,600円	5,750円	6,600円
		日額3,000円	1,050円	1,560円	3,450円	3,960円

重要 ※1…所定の手術とは、重要事項説明書(P.69)で定める「入院・手術保障における手術支払倍率表」に記載の手術が対象となります。

●「入院・手術保障」の保障内容などの詳細については、「重要事項説明書」(P.45)にてご確認ください。●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。●入院・手術保障の基本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員およびその配偶者・子ども・同居の親族を被保険者とする団体保険契約となります。●各特約の保障が更新時等に変更された場合、変更前の特約の保障は変更後の特約の保障開始日(効力発生日)時点で終了となります。また、保障変更日をもたいて発生している請求事由については変更前・変更後の保障額のうちいずれか低い保障額となります。●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合に所属している場合、重複加入による保障限度超過とならないようご確認ください。保障限度額については保障額に記載しています。●新規・増額加入は、効力発生日(保障開始日)時点で満64歳までの方が加入できます。

交通災害保障

交通機関にかかわる
不慮の事故による保障

引受団体／全労済…「交通災害共済(A型)」

- おすすめポイント**
- 自動車事故のほか自転車、バイク等の運行中の交通機関による事故を保障します。
 - 国内だけでなく、海外で事故にあわれた場合も保障します。

【保障期間】2016年4月1日～2017年3月31日

1 保障内容と保障額

「交通災害保障」の保障内容は以下のとおりです。

交通事故により死亡したとき

死亡保障

交通事故を直接の原因として死亡されたときにお支払いします。

交通事故により障がいが残ったとき

障害保障

交通事故を直接の原因として所定の身体障がいの状態になられたときにお支払いします。

交通事故により入院したとき

入院保障

事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上入院について5日目より180日分を限度にお支払いします。※1

交通事故により通院したとき

通院保障

事故の日から180日以内に行われた治療のための通院について90日分を限度にお支払いします。

保障例

●次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき



●道路上で次の不慮の事故で被害にあったとき



【ご注意】歩行中に単独で転倒する等の事故は保障の対象になりません。

保障額

保障名	保障額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
死亡保障		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
障害保障		4万円～100万円	8万円～200万円	12万円～300万円	16万円～400万円	20万円～500万円
入院保障		日額2,000円	日額4,000円	日額6,000円	日額8,000円	日額10,000円
通院保障		日額1,000円	日額2,000円	日額3,000円	日額4,000円	日額5,000円

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方

組合員(本人)
配偶者
その他家族※2

加入できる年齢 (効力発生日時点)	保障額
年齢・健康状態に関わらず ご加入いただけます。	100万円～500万円

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表F」への回答が必要となります。

質問表F



ちょっとコラム

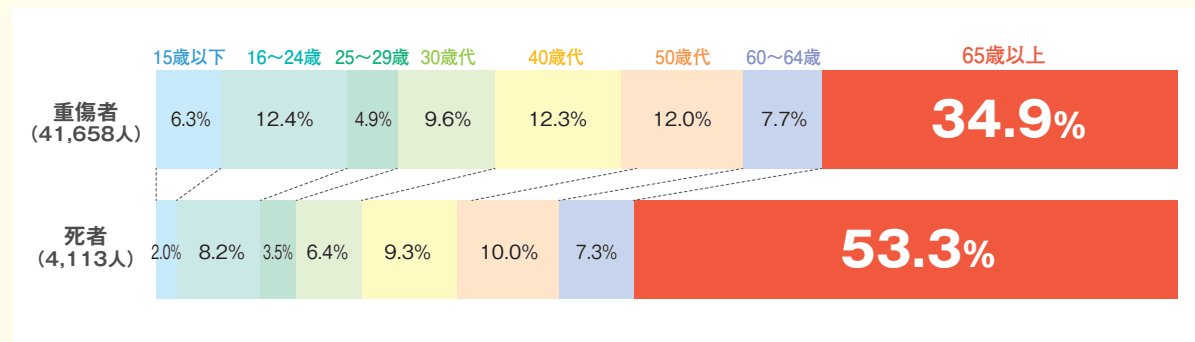
65歳以上の交通事故による死傷者が多発！

平成26年の交通事故による死傷者数は715,487人。軽傷者では高齢者の比率は13.5%、重傷者では34.9%、死者では半数以上の53.3%と被害程度が深刻になるほど、高齢者の構成率が高くなっていきます。

また、死者・重傷者は45,771人で、死者・重傷者において65歳以上の占める割合は全世代の36.5%(16,717人)と、他世代と比較して圧倒的に65歳以上の死者・重傷者は多くなっています。



年齢層別交通事故による死傷者の状況(構成率)(平成26年中)



警察庁交通局「平成26年中の交通事故の発生状況」より

お支払い事例

事例1

駅改札内のエスカレーターが急停止したため転倒し転落。足を骨折し、10日間入院、5日間通院した。

入院保障…(10,000円×6日)=60,000円
通院保障…(5,000円×4日)+(5,000円×5日)=45,000円

お支払い額

合計 **105,000円**
(保障額500万円加入の場合)

事例2

通行中、自転車に衝突され転倒し打撲。14日間通院した。



通院保障…(5,000円×14日)=70,000円

お支払い額

合計 **70,000円**
(保障額500万円加入の場合)

3 月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

保障額(加入額)	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月掛金	70円	140円	210円	280円	350円

(団体割引適用掛金)



重要 ※1…入院保障の支払いから除かれる入院1日目～4日目の4日間は、「通院保障」よりお支払いします。※2…「その他家族」とは、組合員と生計を一にする親族となります(「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます)。●ハイヤーまたはタクシーを業務で運転中の交通事故の場合、通院保障はお支払いできません。ただし、入院保障は保障額200万円以上加入の場合は日額1,000円、保障額100万円加入の場合は日額500円のお支払いとなります。●「交通災害保障」(全労済引受)に、他の団体などを通じて加入されている場合は、合算して、500万円が限度となります。ご家族の中で加入額が重複あるいは超過する場合は契約を一つにまとめ、限度額(500万円)の範囲でお申し込みください。●「交通事故の定義」および「運行中および搭乗の定義」については重要事項説明書(P.64)でご確認ください。●年齢・性別・健康状態に関わらず加入いただけます。●ご家族のみの加入もできます。

生命・後遺障害保障

大型の
死亡・後遺障がい保障

引受団体／全労済…「団体定期生命共済」 日本生命…「団体定期保険」 共栄火災など…「標準傷害保険」 全トヨタ労連…「自家生命共済」

おすすめ
ポイント

- 病気死亡最高1,000万円。(遺族保障)
- 「ゆうゆう」ならではの手厚い後遺障がい保障。(生きてゆくための保障)

【保障期間】2016年4月1日～2017年3月31日 【共栄火災引受分】2016年4月1日午前0時～2017年4月1日午後4時
(継続加入の場合は、2016年4月1日午後4時～2017年4月1日午後4時)

ご注意

生命・後遺障害保障は、在職中より継続して加入されている方[組合員(本人)、配偶者]のみ継続加入できる制度となります(新規・増額加入はできません)。

1 保障内容と保障額

保障内容

基本契約(生命・後遺障害保障)および特約(事故死亡上乗せ特約)の保障内容は以下のとおりです。

基本契約	死亡や重度障がいの なったとき	不慮の事故により 障がいが残ったとき	病気により 障がいが残ったとき
	死亡・重度障害保障	傷害後遺障害保障	疾病後遺障害保障
	保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障がいとなった場合に、お支払いします。	保障期間中に不慮の事故※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障がいとなった場合に、お支払いします。	保障期間中に病気により「重度障害保障」に該当しない身体障がいとなり、身体障害者福祉法に基づいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付された場合にお支払いします。

特約の付帯でさらに安心!!

事故死亡
上乗せ
特約

不慮の事故により死亡したとき

事故死亡保障

保障期間中に不慮の事故※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、お支払いします。

保障額

	保障名	保障額	
		500万円	1,000万円
組合員・配偶者	死亡・重度障害保障	500万円	1,000万円
	傷害後遺障害保障	500万円 ※2	1,000万円 ※2
	疾病後遺障害保障	最大 500万円 ※3	
事故死亡 上乗せ特約	事故死亡保障	500万円	1,000万円

加入タイプ

「生命・後遺障害保障」にご加入の場合は、保障額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

Aタイプ 基本契約のみ(特約なし)

Bタイプ 基本契約+事故死亡上乗せ特約

2 継続加入できる方と保障額の範囲

継続加入 できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)	保障額の範囲
組合員 (本人)	満69歳以下	500万円、1,000万円
	満70歳～満79歳	500万円
配偶者 (内縁関係は 除く)	満59歳以下	500万円、1,000万円
	満60歳～満79歳	500万円

ご加入について

新規・増額加入を
することはできません。

(既加入額の減額・解約のみとなります。)

配偶者の継続には、
組合員(本人)の
継続加入が必要となります。

配偶者は
組合員(本人)の加入額を
超えて加入することは
できません。

わたし(組合員本人)の
加入が必要で
さらにわたしと同額か
わたしの方が保障額が
高くないと
いけないんだね

ちょっとコラム

あなたと大切なご家族のために

ムリ・ムダのない保障を考えよう!

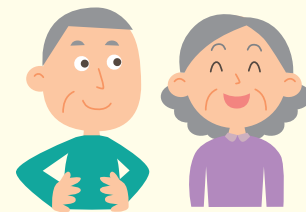
いざというときのお金はたくさん受け取りたいけれど、
保障ばかりにお金を使うことはできません。

保障選びのポイントは
“ムリ”や“ムダ”をなくすこと。

1 どんな保障が

2 どれだけ必要か?

を確認することが必要です。



セカンドライフ

子どもが独立したら…

ご自身や配偶者のセカンドライフに向けた
保障づくりが必要となります。

万一のことがあった場合、子どもが就職や結婚で独立以降は、
残された家族への必要保障額も減少します。
保障づくりのポイントは、死亡保障よりも医療保障(入院・手術
など)や貯蓄などを中心にライフプランを考えましょう。
見直しによっては保障額を減額して掛金負担を抑えましょう。

必要な死亡保障額の目安

葬儀代や、配偶者の
当面の生活費など **500万円～1,000万円**程度

3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。効力発生日(一斉展開の場合、2016年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

タイプ・保障額		タイプ	500万円	1,000万円
効力発生日 時点の満年齢				
満50歳～満54歳	A	1,675円	3,240円	
	B	1,805円	3,500円	
満55歳～満59歳	A	2,875円	5,640円	
	B	3,005円	5,900円	
満60歳～満64歳	A	4,225円	8,340円※4	
	B	4,355円	8,600円※4	
満65歳～満69歳	A	7,425円	14,240円※4	
	B	7,555円	14,500円※4	
満70歳～満74歳	A	10,700円	契約をお引受け できません。	
	B	10,830円		
満75歳～満79歳	A	16,500円		
	B	16,630円		

配偶者は
組合員(本人)の
加入額を超えて
加入することは
できません。

保障額を
変更しなくても年齢によって、
掛金上がるんだ!
1年契約だから
毎年確認しておかないとね



重要

※1…「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。 ※2…「傷害後遺障害保障」は、後遺障がいの等級に応じてお支払いします。 ※3…「疾病後遺障害保障」の保障額は地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級に応じてお支払いします。(例:1級または2級の場合、500万円×100%=500万円) ※4…満60歳～満69歳の保障額1,000万円の月掛金は組合員(本人)のみの適用となります。
●満50歳未満の月掛金については、ゆうゆうセンターまでお問合せください。●生命・後遺障害保障は全労済、生命保険会社(日本生命)、損害保険会社(共栄火災など)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については重要事項説明書(全労済P.52、生命保険会社P.54、損害保険会社P.58、全トヨタ労連P.59)でご確認ください。●配偶者は、組合員(本人)と同一戸籍の場合に限りです。●効力発生日の満年齢によって継続加入できる保障額が異なります。●「契約が満了した場合」、「組合員(本人)の死亡または重度障がいによる請求をされた場合」、「組合員(本人)の契約を解約(脱退)された場合」は配偶者の契約は解約(脱退)となります。

終身生命保障

一生涯にわたる病気やけがによる死亡保障

引受団体／全労済…「終身生命共済」

おすすめポイント

- 加入時の掛金が払込満了まで変わることがありません。
- 月掛金の払込満了後は、以降の掛金負担がなく保障が一生涯続きます。

【保障期間】2016年4月1日～終身保障（災害死亡特約は満80歳まで保障）

1 保障内容と保障額

「終身生命保障」の保障内容は以下のとおりです。

基本契約

死亡や重度障がいになったとき
死亡・重度障害保障（基本契約）
保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障がい※1となった場合に、お支払いします。

災害死亡特約
（自動付帯）

不慮の事故等により死亡したとき
災害死亡特約（自動付帯）
保障期間中に不慮の事故など※2により、死亡した場合または所定の重度障がいとなった場合に、お支払いします。

保障額

保障名	保障額	300万円	500万円
死亡・重度障害保障		300万円	500万円
災害死亡特約		300万円	500万円

保障は一生涯

保障は満80歳まで

死亡・重度障害保障に加えてお支払いします。

⚠ 現在加入している保障額を変更する場合は、慎重な対応が必要です。ゆうゆうセンターまでご相談ください。

ちょっとコラム

加入例 満40歳で加入した場合



災害死亡特約は基本契約の払い込みが満了となる時点で満80歳までの掛金を一括前納していただきます。

例えば 保障額300万円で、掛金払込満了が59歳の場合 32,970円 お支払いいただきます。

掛金の払込免除 加入者が効力発生日以降に発生した不慮の事故による障がい直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ保障期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったときは、以降の掛金払い込みが免除となります。掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書(P.61)でご確認ください。

余命6ヵ月以内と診断されたときは死亡共済金額の全部または一部を「リビングニーズ共済金」としてご請求いただくことができます。

●リビングニーズ共済金の詳細については、重要事項説明書(P.61)でご確認ください。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢 (効力発生日時点)	継続契約	保 障 額
組合員(本人) 配偶者	満15歳～満54歳	終 身	500万円 または 300万円 (最高2,000万円)
その他 家族※3	満0歳～満54歳	終 身	500万円 または 300万円 (最高2,000万円)

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」欄への回答が必要となります。



3 月掛金について

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。効力発生日（一斉展開の場合、2016年4月1日）時点の満年齢でご確認をお願いします。

保障額 300万円

効 力 発生日 時点の 満年齢	月 掛 金		払込 期間	効 力 発生日 時点の 満年齢	月 掛 金		払込 期間	効 力 発生日 時点の 満年齢	月 掛 金		払込 期間
	男 性	女 性			男 性	女 性			男 性	女 性	
0歳	3,990円	3,720円	40年	14歳	4,530円	4,230円	40年	28歳	6,330円	5,850円	31年
1歳	3,990円	3,750円		15歳	4,590円	4,260円		29歳	6,540円	6,060円	30年
2歳	4,020円	3,780円		16歳	4,620円	4,320円		30歳	6,810円	6,270円	29年
3歳	4,050円	3,810円		17歳	4,680円	4,350円		31歳	7,050円	6,510円	28年
4歳	4,080円	3,840円		18歳	4,740円	4,410円		32歳	7,350円	6,780円	27年
5歳	4,140円	3,870円		19歳	4,800円	4,440円		33歳	7,650円	7,050円	26年
6歳	4,170円	3,900円		20歳	4,920円	4,560円	39年	34歳	7,980円	7,350円	25年
7歳	4,200円	3,960円		21歳	5,070円	4,710円	38年	35歳	8,340円	7,680円	24年
8歳	4,260円	3,990円		22歳	5,220円	4,830円	37年	36歳	8,730円	8,040円	23年
9歳	4,290円	4,020円		23歳	5,370円	4,980円	36年	37歳	9,150円	8,430円	22年
10歳	4,350円	4,050円		24歳	5,550円	5,130円	35年	38歳	9,600円	8,850円	21年
11歳	4,380円	4,110円		25歳	5,730円	5,280円	34年	39歳	10,110円	9,300円	20年
12歳	4,440円	4,140円		26歳	5,910円	5,460円	33年	40歳	10,680円	9,810円	19年
13歳	4,470円	4,170円		27歳	6,120円	5,640円	32年	41歳	11,310円	10,410円	18年

(団体割引適用掛金)

保障額 500万円

効 力 発生日 時点の 満年齢	月 掛 金		払込 期間	効 力 発生日 時点の 満年齢	月 掛 金		払込 期間	効 力 発生日 時点の 満年齢	月 掛 金		払込 期間
	男 性	女 性			男 性	女 性			男 性	女 性	
0歳	6,650円	6,200円	40年	14歳	7,550円	7,050円	40年	28歳	10,550円	9,750円	31年
1歳	6,650円	6,250円		15歳	7,650円	7,100円		29歳	10,900円	10,100円	30年
2歳	6,700円	6,300円		16歳	7,700円	7,200円		30歳	11,350円	10,450円	29年
3歳	6,750円	6,350円		17歳	7,800円	7,250円		31歳	11,750円	10,850円	28年
4歳	6,800円	6,400円		18歳	7,900円	7,350円		32歳	12,250円	11,300円	27年
5歳	6,900円	6,450円		19歳	8,000円	7,400円		33歳	12,750円	11,750円	26年
6歳	6,950円	6,500円		20歳	8,200円	7,600円	39年	34歳	13,300円	12,250円	25年
7歳	7,000円	6,600円		21歳	8,450円	7,850円	38年	35歳	13,900円	12,800円	24年
8歳	7,100円	6,650円		22歳	8,700円	8,050円	37年	36歳	14,550円	13,400円	23年
9歳	7,150円	6,700円		23歳	8,950円	8,300円	36年	37歳	15,250円	14,050円	22年
10歳	7,250円	6,750円		24歳	9,250円	8,550円	35年	38歳	16,000円	14,750円	21年
11歳	7,300円	6,850円		25歳	9,550円	8,800円	34年	39歳	16,850円	15,500円	20年
12歳	7,400円	6,900円		26歳	9,850円	9,100円	33年	40歳	17,800円	16,350円	19年
13歳	7,450円	6,950円		27歳	10,200円	9,400円	32年	41歳	18,850円	17,350円	18年

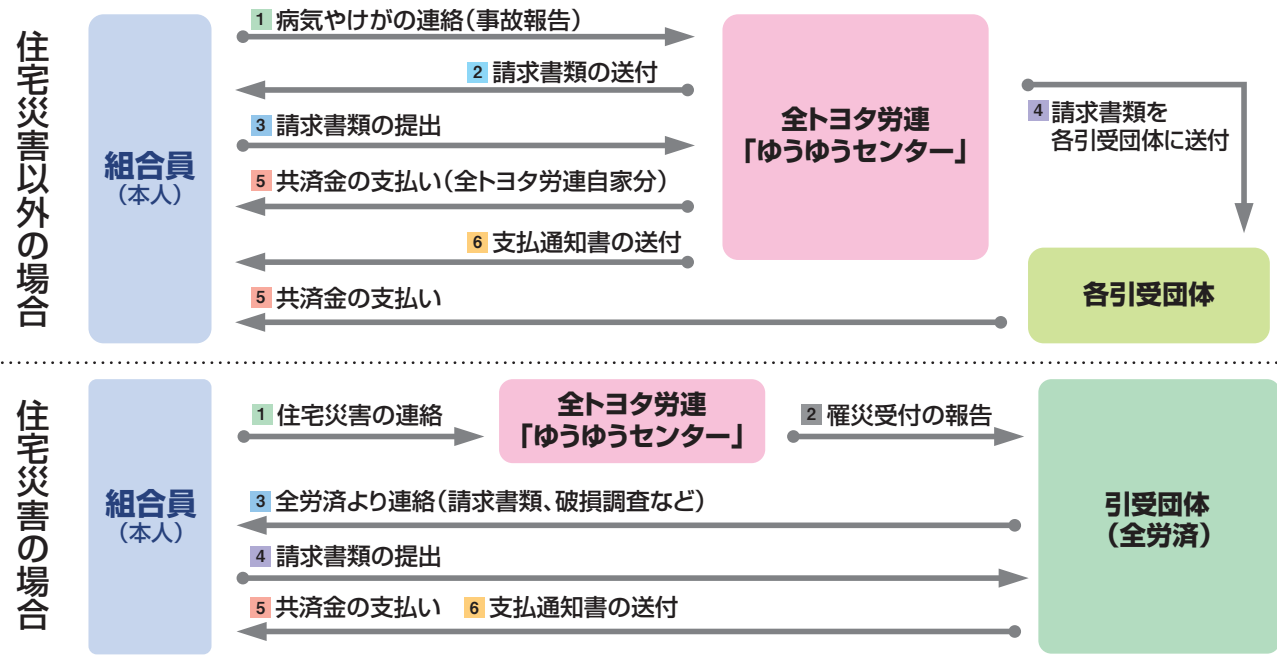
(団体割引適用掛金)

【重 要】※1…重度障がいとは、重要事項説明書(P.67)で定める「身体障害等級別支払割合表」の「第1級・第2級・第3級(2・3・4)」の状態をいいます。

※2 …「不慮の事故など」とは不慮の事故または引受団体所定の感染症のことをいい、「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。※3 …「その他家族」とは組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります(「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます)。●災害死亡特約は、満80歳まで継続加入ができます。●災害死亡特約は、基本契約の払い込みが満了となる時点で、満80歳までの掛金を一括前納していただきます。●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。●過去2年以内の発効契約において、「終身生命保障」ならびに全労済の「終身生命共済」の病気等死亡・重度障害共済金の額を通算して1,500万円を超える場合は、質問表への回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。●保障額を変更される場合は既加入額を解約し、変更後の保障額で新規加入いただきます。契約発効日(効力発生日)時点の満年齢での加入となるため、掛金が変わります(増額を希望される場合は追加加入も可能です)のでご相談ください。

共済金請求の流れ

病気やけがにより共済金を請求する場合は、まず事故の報告を全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までご連絡ください。受付後、請求書類一式を組合員へ送付します。



お手続きの詳細

事故報告の内容および共済金請求手続きの詳細は以下のとおりとなります。

① 病気やけがの連絡

請求事由が発生した場合は、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までご連絡をお願いします。

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」
共済金請求のご連絡は

0120-93-2681
〔受付時間〕月～金 8:30～17:30

【ご報告いただく主な内容】

- ・氏名、生年月日、住所、契約者番号
- ・事故(支払事由の発生日時)、場所
- ・傷病や事故の内容(具体的に)
- ・警察、消防署への届出の有無(けが、事故の場合)
- ・今後の治療予定(入院、通院、手術、自宅療養等詳しく)
- ・共済金請求関係書類の有無(必要な書類が手元にあるかの確認)
- ・住宅の被害状況等

② 請求書類の送付

事故報告の受付後、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」より請求書類一式を組合員(本人)へ送付します。住宅災害(火災・自然災害保障)の場合は、請求書類等について「全労済」より連絡します。

③ 請求書類の提出

所定の「共済金請求書」に共済金受取人が必要事項を記入し、その他必要書類とともに全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」まで、住宅災害(火災・自然災害保障)の場合は「全労済」までご提出ください。

④ 請求書類を各引受団体に送付

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」にて請求する保障内容に応じて、各引受団体へ請求書類を送付します。

⑤ 共済金の支払い

共済金は各引受団体(全労済、全トヨタ労連、損害保険会社、生命保険会社)から請求書類に記載された指定口座へ直接お支払いします。

⑥ 共済金支払通知書の送付

お支払いが完了後、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」から、住宅災害(火災・自然災害保障)の場合は「全労済」から「共済(保険)金のお知らせ」を組合員(本人)へ送付します。

！ 共済金請求時には、ゆうゆう所定の診断書をご提出ください。全トヨタ労連は、所定の診断書取得時の「領収書」をご提出いただくことで診断書料実費を補助(1通につき10,000円+消費税が限度)させていただきます。

組合員のみなさまへ

2016年度 商品(制度)内容のご説明

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

全トヨタ労連 総合保障共済

ゆうゆう

一斉展開期間／2015年12月

効力発生(保障開始)日／2016年4月1日

申込書提出先／全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

この「重要事項説明書」は、ご契約に関する大切な事柄を記載したものです。ご契約の際は、当総合パンフレットの該当箇所、「加入・継続加入申込書兼告知書」とともに内容を充分ご確認ください。また、「重要事項説明書」は効力発生日(保障開始日)後も大切に保管してください。なお、ご不明な点がございましたら、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。



全国労働者共済生活協同組合連合会 共栄火災海上保険株式会社 日本生命保険相互会社

目次

- P.29 「ゆうゆう」全保障(全引受団体)共通事項
- P.32 全労済 引受契約 共通事項
- P.33 損害保険会社 引受契約 重要事項説明書〈共通事項〉
- P.35 火災保障、その他特約、自然災害保障 共通事項
- P.37 火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」
「借家人賠償責任特約」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」
- P.41 自然災害保障 全労済「自然災害共済」
- P.43 終身医療保障 全労済「終身生命共済」
- P.45 入院・手術保障 全体概要
- P.45 入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」
- P.47 入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

- P.49 交通災害保障 全労済「交通災害共済」
- P.51 生命・後遺障害保障 全体概要
- P.51 生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」
- P.54 生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」
- P.58 生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」
- P.59 生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」
- P.60 終身生命保障 全労済「終身生命共済」
- P.63 資料(各保障に関する関連情報)

「ゆうゆう」全保障(全引受団体)共通事項

全トヨタ労働組合連合会(以下、全トヨタ労連)は総合保障共済「ゆうゆう」(以下、「ゆうゆう」)を、全トヨタ労連規約第6条および同総合保障共済規程にもとづき実施します。具体的には、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、全労済)、共栄火災海上保険株式会社(以下、共栄火災)を幹事会社とする損害保険会社(以下、損害保険会社。非幹事会社は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社です)、日本生命保険相互会社(以下、生命保険)、全トヨタ労連が実施する各共済、保険を組み合せ実施します。各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、理解しやすいように一部用語を統一して記載しています。詳細は31ページを参照してください。

▶ 1 ゆうゆう」実施規程

全トヨタ労連は、総合保障共済実施規則(以下、実施規則)にもとづき、「ゆうゆう」を実施します。各規程および改廃機関は以下のとおりです。

規程名称	規程内容	規程の改廃機関
全トヨタ労連 規約	全トヨタ労連における共済実施	大会
全トヨタ労連 総合保障共済規程	「ゆうゆう」全体の運営	中央委員会
全トヨタ労連 総合保障共済実施規則	全トヨタ労連「自家共済」の運営	中央執行委員会
同 共通規程		
同 自家生命共済規程		
同 自家医療共済規程		
同 診断書料補助規程	全労済、損害保険会社、生命保険会社が引き受ける保障は、各引受団体・会社が定める「事業規約・細則」「約款」「特約条項」などにもとづきます。	各団体が定める機関によります

▶ 2 引受団体と根拠規程

「ゆうゆう」の各保障を引き受ける団体・会社(以下、引受団体)と根拠規程、各引受団体の引受割合および保険料控除の種類は以下のとおりです。

保障メニュー	制度(保障内容)		引受団体と根拠規程(規約・定款など)	引受割合(%)	保険料控除の種類
生命・後遺障害保障	基本契約	死亡・ 重度(高度)障害	全労済「団体定期生命共済」	50%	生命保険料控除(※1)
			生命保険「団体定期保険」	11%	
			全トヨタ労連「自家生命共済」	39%	
		傷害後遺障害	損害保険会社「標準傷害保険」	100%	対象外
		疾病後遺障害	全トヨタ労連「自家生命共済」		
	事故死亡上乗せ特約		損害保険会社「標準傷害保険」	30%	
		全トヨタ労連「自家生命共済」	70%		
入院・手術保障	基本契約	入院・手術	損害保険会社「医療保険(1年契約用)」	100%	介護医療保険料控除
	三大疾病特約		全トヨタ労連「自家医療共済」		対象外
	医療上乗せ特約				
終身生命保障	死亡・重度障がい		全労済「終身生命共済」		生命保険料控除(※2)
終身医療保障	入院・手術				
交通災害保障	死亡・入院・通院など		全労済「交通災害共済」		対象外
火災保障	住宅災害(火災など)		全労済「風水害等給付金付火災共済」		貸家の確定申告用の 火災保険料控除(※3)
	特約各種				
自然災害保障	住宅災害(風水害、地震など)		全労済「自然災害共済」	地震保険料控除(※4)	

▶ 3 加入資格について

「ゆうゆう」に契約(加入)できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう」に契約(加入)があった退職者、さらに全トヨタ労連が特に認めた方となります。また「ゆうゆう」各制度を利用するにあたり、引受元である全労済の組合員となる必要があります(詳細は32ページ)。加入できる(保障の対象となる)方は、制度ごとに異なりますので、当総合パンフレットの該当ページおよび各保障の重要事項説明書を参照ください。

▶ 4 一斉展開(募集)期間について

「ゆうゆう」への新規加入および変更の手続きは、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」で設定された展開(募集)期間中にお手続きいただき、定められた期限までにご提出ください。期限までにご提出されない場合は、お申し込みいただいた内容をお引き受けできない場合があります。

▶ 5 効力発生日(保障開始日)と共済(保険)期間について

「ゆうゆう」の統一発効日(効力発生日)は毎年4月1日です。共済(保険)期間は同日から翌3月31日まで(損害保険引受分は翌4月1日午後4時まで)の1年間です。なお、終身生命保障および終身医療保障の契約期間は終身となります。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。なお、一定の条件を満たせば契約期間中途での新規加入、変更も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌3月31日となります。(終身生命保障、終身医療保障はのぞく)

▶ 6 加入・継続加入申込書兼告知書の記入(契約締結)について

契約(加入)にあたっては契約者および加入者(保障の対象となる方)が、当総合パンフレットおよび重要事項説明書、加入・継続加入申込書兼告知書(以下、加入申込書)の内容を充分ご確認のうえ、加入申込書へ必要事項および質問への回答をご記入、押印していただき全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」へ提出してください。

▶ 7 月掛金(保険料)の払込方法について

掛金(保険料)は月払いです。ご指定の金融機関より口座振替となります。

す。口座振替不能等の理由で振替できなかった場合は、翌月に合算して振り替えられます。

▶ 8 加入申込書「質問事項」への「回答日」について

ご加入の際の「質問事項」への回答日は、加入申込書の「申込書記入日(告知日)」とします。申込書記入日(告知日)はご契約の引き受け上、大変重要な項目となります。そのため必ず契約者(組合員本人)および加入者(保障の対象となる方)が自書ください。

▶ 9 契約(加入)の成立と効力の発生について

全トヨタ労連および引受団体が加入を承諾した場合、契約(加入)が成立したものとみなし、保障は2016年4月1日または共済規程などに定める効力発生日(保障開始日)より開始します。

▶ 10 共済(保険)金請求に関する時効

共済(保険)金の請求手続き(請求する権利)には3年の時効期間があります。ご注意ください。

▶ 11 異議申し立て

契約(加入)および共済(保険)金の支払い等に関する決定について不服がある場合の異議の申し立ての取り扱いは、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」に対し文書で行うこととします。全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」からの通知は該当する契約(加入)者に通知します。

▶ 12 加入者が生死不明の場合

加入者が生死不明の場合は、各引受団体が定める共済規程、規約、約款、特約条項および民法等の法律等にもとづき対応します。

▶ 13 共済(保険)金等の受取人

共済(保険)金は、各商品の引受団体規程(事業規約・保険約款)等に基づいてお支払いしますので、お支払いの詳細については、当重要事項説明書の各商品(制度)の該当箇所を確認ください。なお、受取人を指定される場合は、所定の書類をご提出いただく必要があります。

▶ 14 共済掛金(保険料)払込猶予期間について

共済掛金が月払いの場合、当月末日を、翌月分の共済掛金の「払込期日」とし、当該「払込期日」の翌日から3カ月間を「共済掛金払込猶予期間」とします。

▶ 15 共済(保険)契約の消滅

「払込期日」までに共済掛金の払い込みが行われなかった場合、全トヨタ労連は当該契約者の届出住所宛に催告書を送付して未払掛金の払い込みをなすことを求めますが、「共済掛金払込猶予期間」内に共済掛金の払い込みが全くない場合、「共済掛金払込猶予期間」末日の属する月の翌月1日午前0時をもって、当該共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を契約者に通知します。

▶ 16 個人情報の共同利用等に関する事項

【1】個人情報の「利用目的」について

契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報は、適切な契約の引き受け、支払事由が発生した場合の円滑かつ適切な共済(保険)金のお支払い、契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、保障制度のご提案、などに利用させていただきます。なお各引受団体の個人情報取り扱いに関する詳細は次のホームページ、または当説明書の該当箇所をご確認ください。

各引受団体(保険会社)のホームページ

●全トヨタ労連 <http://www.fine.or.jp/>

●全労済 <http://www.zenrosai.coop/>(当重要事項説明書32ページ)

●共栄火災 <http://www.kyoeikasai.co.jp/>(当重要事項説明書34ページ)

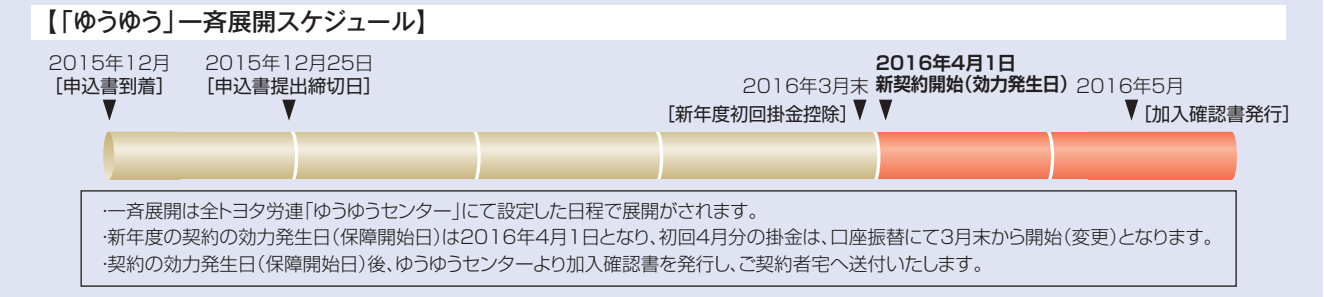
●日本生命 <http://www.nissay.co.jp/>(当重要事項説明書57ページ)

【2】個人情報の安全な取り扱いについて

引受団体は、契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報

▶ 17 「ゆうゆう」次年度契約発効の流れ

「ゆうゆう」では、ゆうゆう退職者会のご加入者に向けて一斉展開しております。そのため、一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの間に一定期間を必要としております。「ゆうゆう」における一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの流れは以下のとおりとなります。(詳細なスケジュールについては、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」にてご確認ください。)



▶ 18 各保障の保険料控除証明について

各保障および引受団体ごとに保険料控除の取り扱いが異なります。具体的にはP29に掲載の「▶ 2 引受団体と根拠規定」表内にある、「保険料控除の種類」を参照ください。また、同表の※1～4の詳細は次のとおりです。
※1 生命保険の引受割合が2015年4月1日から11%(以前は10%)へ変更となりました。
※2 全労済引受の終身生命および終身医療保障は、発効日が2011年12月31日までの場合は旧制度、発効日が2012年1月1日以降の場合は新制度が適用となります。
※3 貸家契約の確定申告用。
※4 自然災害保障のうち地震保障部分が対象となります。
なお、1口あたりの掛金のうち右表の単価が地震保険料控除となります。

▶ 19 一斉展開時以外の各保障の取り扱いについて

一斉展開時以外の期の途中における各保障の取り扱いについては以下のとおりとなります。追加・変更・解約(脱退)等のお手続きには、所定の書類をご提出いただく必要がありますので、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までご連絡をいただき、お手続きをお願いします。

保障名(特約)	中途加入	中途増額	中途減額	中途解約(脱退)
生命・後遺障害保障(事故死亡上乗せ特約)	×	×	×(※2)	×(※2)
入院・手術保障(医療上乗せ特約)(三大疾病特約)	△	△(※1)	×	○
交通災害保障	△	△(※1)	×	○
終身生命保障	△	△(※1)	×	○
終身医療保障	△	△(※1)	×	○
火災保障(自然災害保障)	○	○	○	○

△ : 「ゆうゆう」以外の他の保障を見直して加入・増額をする場合

※1 : 「中途増額」を希望される場合、事務処理上の取り扱いは「解約(脱退)」→「新規」の扱いとなります。そのため、新規加入の契約発効日時点の満年齢によって月掛金が増加(年齢ランクの上昇)となる場合があります。

については、厳正なる管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

【3】個人情報の「共同利用・提供」について

「ゆうゆう」にご加入の際いただいた契約者ならびに加入者の個人情報および共済(保険)金のご請求・お支払いに関する情報は、【1】の利用目的のために全トヨタ労連および加盟組合は、全労済、損害保険会社、生命保険と共同で利用させていただきます。共同利用する事項は以下の【共同利用事項】のとおりです。なお、契約者ならびに加入者の個人情報は、【1】の利用目的以外には使用いたしません。また、加入申込書・加入確認書・各種精算帳票などの出力にあたり、契約者が所属する各企業の所属情報等を該当する労使間での協定を前提に、利用することがあります。

【共同利用事項】

共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- ① データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- ② 加入申込書記載事項(契約者情報・加入者情報・契約内容)
- ③ 年末調整手続事項(年間払込金額・割戻金額・申告金額)
- ④ 共済(保険)金支払に関する事項
- ⑤ 全トヨタ労連および加盟組合経由の共済(保険)金支払手続事項(支払通知書・契約者情報・加入者情報、共済(保険)金支払事由、共済(保険)金の額)

【共同利用管理責任者の名称】

全トヨタ労働組合連合会／全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)／共栄火災海上保険株式会社他の損害保険会社／日本生命保険相互会社

全労済 引受契約 共通事項

▶ 1 全労済の共済（引受契約）に新規でご契約の場合

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県労済の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000 円以上）をお願いしています。（出資金は 1 口 100 円で、最低 1 口以上の出資が必要です）。出資金は、所属団体と全労済との取り決めによる方法でお支払いいただきます。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡いただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3 年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます場合がありますのでご注意ください。

▶ 2 共済金受取人について

共済金の受取人を共済金受取人といいます。共済金受取人のうち、加入者が死亡した場合の共済金受取人を死亡共済金受取人といいます。

- 共済金受取人は、契約者（組合員）とします。
 - (1)の規定にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。なお、②から⑤の中では、記載の順序になります。
 - 契約者の配偶者
 - 契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - 契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - 上記②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - 上記③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - 上記(2)において、同順位の死亡共済金受取人が 2 人以上あるときは、代表者 1 人を定めなければなりません。この場合その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。
 - 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、加入者の同意および全労済の承諾を得て、(2)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を(2)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
 - (4)より死亡共済金の指定または変更がされている場合で、その後契約更新（以下「更新」といいます）されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
 - 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
 - (4)により指定または変更されていた死亡共済金受取人が死亡した場合でその後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは(1)または(2)に規定する順位によります。
- ※「（その収入により生計を維持していた）」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。

▶ 3 クーリングオフについて

契約申込者（契約者）は、すでに申し込みをした共済契約について、申込日を含めてその日から 8 営業日以内であれば、そのお申し込みの撤回または解除をすること（クーリングオフといえます）ができます。※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類・申込日、契約者の氏名、住所、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、ゆうゆうセンターへ提出してください。

▶ 4 加入申込書および質問表の記入について

- 加入申込書（以下「申込書」といいます）は全労済と契約を締結するもの、および質問表は健康状態などを告知いただくものとして重要です。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印をしてください。
※各種共済にお申し込みいただく場合には、被共済者（以下「加入者」といいます）になられる方の同意を得てください。
- 質問表（健康状態などについての質問）には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、ご契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

▶ 5 共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。
※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

▶ 6 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺行為または強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

▶ 7 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災害などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 8 個人情報の取り扱いについて

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただきます。これらのお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。※個人情報の取り扱いに関する詳細は、全労済ホームページ（http://www.zenrosai.coop）をご参照ください。

▶ 9 団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することになります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払します。

▶ 10 ご相談窓口

お手続きや当制度に関するご照会・苦情につきましては、下記的全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。（なお、全労済へのご要望・苦情につきましては、同じく下記的全労済窓口までご連絡ください。）
＜全トヨタ労連お問合せ先＞
全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」 フリーダイヤル 0120-93-2681
＜全労済 お問合せ先＞
全労済 ゆうゆう推進室 TEL. 0565-28-2551
[受付時間 月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:15(祝日・年末年始は除く)]
●苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。
共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用促進に関する法律」（ＡＤＲ促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。
一般社団法人日本共済協会 共済相談所 TEL. 03-5368-5757
[受付時間 9:00 ～ 17:00(土・日・祝日・年末年始除く)]
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

▶ 11 組合員について

- 組合員の資格
 - この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
 - この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。
- 届け出の義務
組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。
- 自由脱退
 - 組合員は、事業年度の末日の 90 日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
 - この組合は、組合員が住所の変更届を 2 年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
 - (2)の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届け出の催告をしなければならない。
 - (2)の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果に

また、申込時に質問表への回答が必要となり、回答内容により増額をお引き受けできない場合があります。

※ 2：「生命・後遺障害保障」の契約期間の中途における減額・解約(脱退)は原則できません。（但し、加入資格を喪失した場合は、契約期間の中途であっても契約は解約(脱退)となります。）

注 1：「中途加入」、「中途増額」をされる場合は、加入を希望される保障制度によって質問表への回答が必要となります。また、質問表の回答によっては加入をお引き受けできない場合があります。

注 2：契約発効日(効力発生日)、解約(脱退)日は、それぞれ加入の場合は毎月 1 日、解約(脱退)の場合は当月末日での取り扱いとなります。

注 3：加入時の要件については、各保障制度記載のページをご覧ください。

▶ 20 統一名称の使用について

各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、組合員の方がわかりやすい様に保障名を統一して記載しています。

引受団体	制度(商品)名	パンフレット記載名称	保障名称等	パンフレット記載名称			
日本生命	団体定期保険	生命・後遺障害保障	死亡保険金	死亡保障 重度障害保障			
全労済	団体定期生命共済		高度障害保険金				
全トヨタ労連	自家生命共済		死亡共済金				
共栄火災など	標準傷害保険		重度障害共済金				
全トヨタ労連	自家生命共済		傷害後遺障害保険金	傷害後遺障害保障			
全トヨタ労連	自家生命共済		疾病後遺障害共済金	疾病後遺障害保障			
共栄火災など	標準傷害保険	事故死亡上乗せ特約	事故死亡共済金	事故死亡保障			
共栄火災	医療保険(1年契約用)	入院・手術保障	傷害死亡保険金	入院保障 手術保障			
			疾病入院保険金				
			疾病手術保険金				
			傷害入院保険金				
			傷害手術保険金				
全トヨタ労連	自家医療共済	医療上乗せ特約	入院前通院共済金	入院前通院保障			
			退院後通院共済金	退院後通院保障			
			長期入院共済金	長期入院保障			
			先進医療費用共済金	先進医療費用保障			
		三大疾病特約	診断共済金	診断保障			
			三大疾病入院共済金	三大疾病入院保障			
			三大疾病手術共済金	三大疾病手術保障			
			全労済	交通災害共済	交通災害保障	死亡共済金	死亡保障
障害共済金	障害保障						
入院共済金	入院保障						
通院共済金	通院保障						
終身生命共済	終身生命保障	死亡共済金		死亡保障			
		重度障害共済金		重度障害保障			
		災害死亡共済金		災害死亡特約			
		障害共済金					
終身生命共済 (終身医療プラン・ベーシックタイプ)	終身医療保障	病氣入院共済金		入院保障 手術保障			
		手術共済金					
		災害入院共済金					
		災害手術共済金					
全労済	風水害等給付金付火災共済	火災保障	火災等共済金	火災等保障			
			風水害等共済金	風水害等保障			
			臨時費用共済金	臨時費用保障			
			諸費用共済金	諸費用保障	失火見舞費用共済金	失火見舞費用保障	
					漏水見舞費用共済金	漏水見舞費用保障	
					修理費用共済金	修理費用保障	
					バルコニー等修繕費用共済金	バルコニー等修繕費用保障	
					水道管凍結修理費用共済金	水道管凍結修理費用保障	
			特別共済金	特別保障	住宅災害死亡共済金	住宅災害死亡保障	
					風呂の空だき見舞金	風呂の空だき見舞金	
					付属建物等風水害共済金	付属建物等風水害保障	
			持ち出し家財共済金		持ち出し家財保障		
			借家人賠償責任特約	借家人賠償責任特約	損害賠償共済金	損害賠償保障	
					賠償費用共済金	賠償費用保障	
			類焼損害保障特約		類焼損害保障特約	類焼損害共済金	類焼損害保障
			盗難保障特約		盗難保障特約	盗難共済金	盗難保障
自然災害共済	自然災害保障	風水害等共済金	風水害等保障				
		地震等共済金	地震等保障				
		地震等特別共済金	地震等特別保障				
		盗難共済金	盗難保障				
		傷害費用共済金	傷害費用保障				
		付属建物等特別共済金		付属建物等特別保障			
		日本生命 共栄火災など	その他	保険金	共済金		
保険料	掛金						
保険金額・共済金額	保障額・加入額						
契約者 主たる被保険者	組合員(本人)						
共 通			被共済者 被保険者	加入者			

■保険にご加入後、加入者が死亡された場合は、保険は効力を失います。

- (5) **重大事由によるご契約の解除について**
ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがありますのであらかじめご了承ください。
なお、この解除がなされた場合には、その事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故によるケガなどに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。※
①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること
④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと
※入院・手術保障 損害保険会社 「医療保険（1 年契約用）」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。
その事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故によるケガまたは発病した疾病による入院もしくは手術またはその期間中に開始した入院もしくは受けた手術に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体障がいを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

▶ 4 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認くださいこと

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、①ご希望を満たした保険商品であること、②加入申込書（および質問表回答欄）の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、当総合パンフレットの記載内容および「重要事項説明書」に記載している内容を参照しながら、加入申込書（および質問表回答欄）にご記入された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- 〈ご確認ください事項〉
■補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払する場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
■保険金額（ご契約金額・契約タイプ・加入口数）
■保険期間（ご契約期間）
■保険料・お支払方法（払込方法）
■被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲
■加入申込書の記載内容（被保険者の『氏名』・『満年齢』・『性別』・『職業職種』等）
※「入院・手術保障」にご加入の方は、それぞれ健康状態に関する質問表 E（入院・手術保障用）についてもご確認ください。また、健康状態に関する質問表へのご回答にあたっては、次の▶ 5 健康状態告知確認書の内容もご確認ください。
■重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容

▶ 5 健康状態告知確認書（正しく告知いただくためにご確認ください事項）

◆「入院・手術保障」にご加入の方は下記の内容をご確認ください。

- (1) **告知の重要性について**
☐ 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。
(2) **加入申込書の質問表回答欄にはありのままを告知（ご記入）ください**
☐ ご加入のお申し込みにあたっては、加入申込書の質問表（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。
☐ 書面にてご回答いただいたことが告知となります。全労済職員、代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人（満 15 歳未満のときは親権者）が、加入申込書にご回答ください。
(3) **正しく告知いただかなかった場合の取扱い**
☐ 加入申込書の質問事項について、故意または重大な過失によっ

■共同利用について
引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報ならびに保険金の請求・支払に関して入手した情報について、次の場合に共同利用します。
○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を、一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合 ○引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を利用する場合 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を利用する場合 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で、保険金・共済金の適切な支払のために、保険金の請求・支払に関する情報を共同利用する場合（注）引受保険会社と引受保険会社のグループ会社およびこれらの提携先企業等については、共栄火災のホームページ（http://www.kyoeikasai.co.jp/）または引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

▶ 2 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記的全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。（なお、引受保険会社へのお問合せ・ご相談につきましては、同じく下記の引受保険会社窓口までご連絡ください。）
＜全トヨタ労連お問合せ先＞
全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」フリーダイヤル 0120-93-2681
＜引受保険会社お問合せ先＞
共栄火災海上保険株式会社 団体組織開発部 営業課
TEL.03-3504-2898
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00 ～ 16:45（祝日・年末年始は除く）】
【指定紛争解決機関】

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題が解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会の「そんぽ ADR センター」にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp）

▶ 3 ご注意いただきたいこと

- (1) **共同保険について**
複数の保険会社による共同保険契約については、各引受保険会社（■幹事保険会社：共栄火災、■非幹事保険会社：東京海上日動火災・三井住友海上火災・あいおいニッセイ同和損害保険）はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合については、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認ください。ただし、入院・手術保障「医療保険（1 年契約用）」については共栄火災が単独で引受を行います。
(2) **保険金の請求・死亡保険金受取人**
①保険金請求権は、被保険者が有します。
②被保険者が死亡した場合の死亡保険金は、原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず所定の様式にて被保険者の同意を得てください。共栄火災にて同意の確認ができない場合はご加入いただけません。なお、同意のないままご加入をされた場合には保険契約は無効となります。
(3) **保険金の代理請求について**
被保険者が高度障がい状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、その被保険者に法定代理人等がいなくときに「代理請求制度」をご利用いただけます。お申し込みの際や加入された後は、万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。
(4) **保険契約の無効・取消しについて**
■次の事実があるときは、ご契約は無効となります。
①ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき
②ご加入者と異なる方を被保険者とするご契約について死亡保険金受取人を定める場合に、その被保険者の同意を得なかったとき（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。
■ご加入の際にご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合には、保険を取消しとさせていただきます。

▶ 12 信用リスクについて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用リスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県的全労済にお問合せください）。

保障のことなら
全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS
全国労働者共済生活協同組合連合会

損害保険会社 引受契約 重要事項説明書〈共通事項〉

ご加入者以外に、この保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合は、その方にも重要事項説明書に記載していることがらをお伝えください。

契約概要のご説明〈種目共通事項〉

▶ 商品 の 仕 組 み

(1) 団体契約 の 仕 組 み

本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。したがいまして、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は全労済が有します。また共栄火災との間の契約条件を決定・変更する権利（例えば、補償内容や保険料の水準を決定・変更する権利など）も全労済が有します。全労済は、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめ、共栄火災と保険契約を締結します。

(2) 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間（保険のご契約期間）は、原則としてご契約の始期から 1 年です。保険期間の途中でご加入される場合は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となります。

(3) 保険料 について

- ① 団体割引率について
団体契約にはご加入いただいた被保険者数に応じた団体割引が適用されます。ご案内の保険料は団体割引率 30% を適用しています。この割引率は生命・後遺障害保障（標準傷害保険）および入院・手術保障（医療保険（1 年契約用））の合算被保険者数が 1 万名以上であることを条件としています。募集の結果、被保険者数が条件に満たなかった場合は、保険料を変更させていただく場合があります。
② 過去の損害率による割増率率について
保険料には、過去の損害率による割増引が適用されています。「標準傷害保険」・「医療保険（1 年契約用）」の保険料は損害率による割引 40% を適用しています。割増率は 2015 年 3 月末日時点での保険金支払の実績にもとづき算出しています。
※損害率の状況は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。
③ 加重平均料率について
「医療保険（1 年契約用）」は、0 歳～ 59 歳と 60 歳～ 79 歳の年齢層における保険料をそれぞれの年齢分布により加重平均した上で保険料を決定しています。
※加入者の分布は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

注意喚起事項のご説明〈種目共通事項〉

▶ 1 ご加入後の留意事項

入院・手術保障（共栄火災部分）の保険料のうち所定の額については、生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。なお、上記の取扱いは今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

▶ 2 クーリングオフ（加入のお申し込みの撤回等）

本契約につきましては、加入のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）ができませんのでご注意ください。

▶ 3 保険の効力発生日（保障開始日）

保険責任は、保険期間の開始日の午前 0 時（継続加入の場合は、保険

法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

- (4)上記(1)～(3)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (5)契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
- ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の末経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
- ※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払できません。

▶ 3 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

共済金等の支払事由が発生したときに契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者が受け取ることになる共済金等を、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができる制度があります(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときに契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができる制度があります(「代理請求制度」といいます)。

▶ 4 契約の解約・取り消し・消滅

- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
- (1)契約者はいつでも契約を解約することができます。
- (2)契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
- ※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
- ※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
- (3)次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
- ①共済の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - ②共済の目的の70%以上を焼失もしくは損壊、埋没または流出したとき

▶ 5 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合や契約が解除となる場合があります。

- (1)氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)
- (2)火災共済、自然災害共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
- (3)住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
- (4)30日以上空家または無人にするとき
- (5)共済の目的を移転または変更するとき
- (6)共済の目的である住宅の滅失、解体、譲渡、または共済の目的である家財を収容する建物の滅失、解体
- (7)この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- (8)共済の目的が、契約概要「▶ 4 加入できる住宅または家財(37ページ)」の範囲外となったとき
- (9)同居家族の人数が変わったとき
- (10)契約者が死亡したとき

▶ 6 他の共済保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の火災共済(セットしている特約を含みます)、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

▶ 7 クーリングオフについて

▶ 8 共済金の不法取得目的による契約の無効について

	月掛金
類焼損害保障特約	200円
	月掛金
盗難保障特約	100円

※住宅・家財とも同じ掛金となります。

▶ 4 「風水害保障なしタイプ」を選択した場合の風水害等の不担保について

建物構造区分でマンション構造を選択し、かつ「風水害保障なしタイプ」を選択した場合、下記の風水害等にかかわる共済金は対象外となります。

火災共済	・風水害等共済金 ・臨時費用共済金(風水害等による損害) ・修理費用共済金(風水害等による損害) ・住宅災害死亡共済金(風水害等を原因とする死亡) ・付属建物等風水害共済金
自然災害共済	・風水害等共済金 ・傷害費用共済金(風水害等を原因とする死亡または身体障がい) ・付属建物等特別共済金(風水害等による損害)

▶ 5 共済金受取人について

- (1)共済金受取人は契約者です。
- (2)(1)にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人とします。
- (3)共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
- ※借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者となります。

▶ 6 共済金の請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問合せください。

▶ 7 割り戻し金について

事業年度ごとに決算を行い、剰余金が生じた場合、11月末までに原則として割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象です)。

※契約の継続に際して、割り戻し金をお約束するものではありません。※自然災害共済に割り戻し金はありません。

注意喚起情報 全労済「風水害等給付金付火災共済」「借家人賠償責任特約」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」「自然災害共済」

▶ 1 加入申込書および質問表の記入

加入申込書は全労済と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印をしてください。

▶ 2 契約の解除と契約の更新謝絶について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。また、次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

- (1)共済金受取人(借家人賠償責任特約は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3)共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有していると認められるとき
- ※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ※2「社会的に非難される関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその

- 「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをするをいいます。
- 「投薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含みません。
- ・市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
 - ・医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用
- 「終診日」とは、医師から治療・経過観察の終了を告げられ、次の通院・投薬や再検査・再手術の指示もされず、実際に治療・投薬・通院・経過観察などが行われなくなった日をいいます。
- 「完治」とは、病気やケガが完全に治り、医師の治療・投薬・通院・経過観察などが行われていない状態をいいます。

〈質問1について〉

- 病気の治療ではなく市販のビタミン剤の服用などの健康増進のための行為をしていることは、「健康に異常があること」に該当しません。
- 「健康の異常」とは
- ・受診の有無を問わず、健康の異常として自覚症状があるものをいいます。(発熱や咳、頸部、腰部等の痛み、しこり、血便・血尿、その他の不正出血など)
 - ・健康診断などで、要経過観察・要検査・要精密検査・要治療(投薬・休養を含む)を指摘されている場合も該当します。ただし、検査後、指摘なく正常であれば該当しません。

〈質問2について〉

- 「2週間以上の期間にわたり」とは、医師の管理下にあった期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。例えば、通院により診察を受け(初診)、その際に医師から2週間後に再び通院するよう指示を受け、再通院時に次回通院指示がなかった場合、この時点で終診となります。この結果、初診から終診までの期間は2週間となります。また、通院は1日でも合計2週間分の投薬を受けた場合、初診から終診までの期間は2週間となります。

〔例1〕初診日から終診日まで2週間

初診
10月1日通院

終診
10月14日通院

医師が2週間後の
通院を指示

次回の通院の
指示なし

Detailed description: This diagram illustrates a 2-week period starting from the first visit (初診) on October 1st and ending at the final visit (終診) on October 14th. A horizontal double-headed arrow spans the period between two vertical lines. The left vertical line is labeled '初診 10月1日通院' and the right vertical line is labeled '終診 10月14日通院'. Below the left vertical line, the text '医師が2週間後の通院を指示' (Physician instructs next visit in 2 weeks) is shown. Below the right vertical line, the text '次回の通院の指示なし' (No instruction for next visit) is shown.

〔例2〕初診日から終診日まで2週間

初診
10月1日通院

終診
10月14日

医師から
14日分の投薬

投薬終了

Detailed description: This diagram illustrates a 2-week period starting from the first visit (初診) on October 1st and ending at the final visit (終診) on October 14th. A horizontal double-headed arrow spans the period between two vertical lines. The left vertical line is labeled '初診 10月1日通院' and the right vertical line is labeled '終診 10月14日'. Below the left vertical line, the text '医師から 14日分の投薬' (Medication for 14 days from physician) is shown. Below the right vertical line, the text '投薬終了' (Medication ended) is shown.

保険金をお支払いする事由が発生したときはすみやかに、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までご連絡ください。

て事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただきますことがあります。この場合、末経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金のお支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

(4)傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

- 共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、加入申込書の質問表のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

(5)告知いただいた内容の共栄火災による確認について

- 共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

(6)効力発生日(保険責任の開始期)前の発病等の取扱い

- ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を効力発生日(保険責任の開始期)といたします。正しく告知をいただいた場合でも、効力発生日(保険責任の開始期)前に原因が生じていた病気やケガについては、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術を受けた日が最初の保険契約の効力発生日(保険責任の開始期)からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。

(7)「現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入」をご検討の場合のご注意

- 現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入される場合につきましても、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおりの解除となることもあります。

- 新たにご加入される保険の効力発生日(保険責任の開始期)前に原因が生じていた病気やケガについては、新たなご加入の保険では保険金をお支払いできない場合があります。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

※この書面による説明および加入申込書の質問事項にご不明な点がありましたら、どのようなことでも代理店または共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただいた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。

※ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。

※加入・継続加入申込書(組合員用)は、ご加入後に送付させていただく加入確認書と一緒に大切に保管してください。

【加入申込書の質問表の補足事項】

〈全般的な事項〉

- 「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
- 過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いします。

(1)入院・手術保障【医療保険(1年契約用)】の補足事項

火災保障、借家人賠償責任特約、類焼損害保障特約、盗難保障特約、自然災害保障 共通事項

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問合せください。

契約概要 全労済「火災共済」「借家人賠償責任特約」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

火災保障および借家人賠償責任特約、類焼損害保障特約、盗難保障特約は、全労済が定める「風水害等給付金付火災共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。自然災害保障は全労済が定める「自然災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっいただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33ページ)を参照ください。

▶ 9 詐欺等による契約の取り消しについて

▶ 10 組合員について

▶ 11 個人情報の取り扱いについて

火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」 「借家人賠償責任特約」「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」

火災保障は、全労済の「風水害等給付金付火災共済事業規約」、「同細則」および「同契約規定」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 火災共済について

火災共済は、ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約の目安として加入基準を設けています。万一被害が発生した後に安心して生活を再建できるよう、加入基準どおりの加入をおすすめします。

①住宅の加入基準〔最高加入限度 4,000 万円(400 口)〕

住宅構造区分	住宅の所在都道府県	1坪(3.3㎡) あたりの加入基準
木造構造	東京・神奈川・京都・大阪	80万円(8.0口)
	宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・長野・山梨・静岡・富山・石川・福井・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・和歌山・兵庫・島根・鳥取・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	70万円(7.0口)
	北海道・青森・岩手・秋田・山形・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	60万円(6.0口)
	東京・神奈川	90万円(9.0口)
鉄骨・耐火構造 マンション構造	埼玉・千葉・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫	80万円(8.0口)
	上記以外の道県	70万円(7.0口)

※坪数で小数点以下に端数が生じる場合は、切り上げて計算してください。

②家財の加入基準〔最高加入限度 2,000 万円(200 口)〕

住宅延べ床面積	世帯主 年 齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円(50口)	900万円(90口)	1,000万円(100口)	1,100万円(110口)	1,200万円(120口)
	30歳以上 40歳未満	600万円(60口)	1,300万円(130口)	1,400万円(140口)	1,500万円(150口)	1,600万円(160口)
	40歳以上	700万円(70口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)
10坪未満	上記の金額または700万円(70口)のいずれか少ない口数					

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は 1 世帯について 50 万円が限度です。

▶ 3 契約の方法

契約は住宅と家財に区分し、住宅は 1 棟ごとに、家財は 1 棟の住宅内に収容されている家財ごとにお申し込みください。また、家財については同一世帯の所有する家財が、2 つの住宅にそれぞれ収容されている場合は、双方を合算して上表の加入基準となるように振り分けてお申し込みください。

▶ 4 加入できる住宅または家財

<住宅>

- (1)契約者または契約者と生計を一にする親族（以下、共済契約関係者）が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅。
※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約者となってください。
- (2)下記のいずれかの日本国内の併用住宅は、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分のみ（貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外）となります。（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます。）
- ①事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合。
②事務所・店舗等部分の面積が 20 坪以上となる場合。
③下記の用途を兼ねる住宅。

ア．常時 10 人以上が業務に従事する事務所 イ．火災類専門販売業、再生資源集荷業 ウ．作業員宿舍、簡易宿泊所 エ．貸座敷、待合、割烹、料亭 オ．キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの カ．映画館、劇場、遊技娛樂場 キ．工場、作業場(常時 5 人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫

▶ 12 団体事務手数料のお支払いについて

▶ 13 信用リスクについて

上記 7 ～ 13 の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32 ～ 33 ページ)を参照ください。

▶ 2 加入限度と加入基準

- (1)加入限度
住宅の最高加入限度額は 4,000 万円(400 口)、家財の最高加入限度額は 2,000 万円(200 口)です。合計して 6,000 万円(600 口)が加入限度となります。
- (2)加入基準
住宅および家財それぞれの加入基準(下表)に従って、それぞれ 2 口単位でご加入ください。

<家財>

- (1)共済契約関係者が居住する日本国内の住宅内に収容される共済契約関係者が所有する家財
※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。
- (2)共済の目的とならない
- ①通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
- ②店舗専用の住宅、営業用の商品、器具備品、設備など
- ③稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
- ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑤空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財
- ⑥法人名義の住宅

▶ 5 住宅の構造について

- (1)マンション構造とは、下記①または②のいずれかを満たした住宅をいいます。
- ①下記のいずれかに該当する共同住宅
ア．コンクリート造
イ．コンクリートブロック造
ウ．れんが造
エ．石造
- ②耐火建築物(注 1)の共同住宅
- (2)鉄骨・耐火構造とは、マンション構造に該当しない建物で下記①～④のいずれかを満たした住宅をいいます。
- ①下記のいずれかに該当する建物
ア．コンクリート造
イ．コンクリートブロック造
ウ．れんが造
エ．石造
オ．土蔵造
カ．鉄骨造

②耐火建築物(注 1)【戸建のみ】

③準耐火建築物(注 2)【戸建・共同住宅】

④省令準耐火建物(注 3)【戸建・共同住宅】

(3)木造構造とは、マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない建物(「マンション構造」および「鉄骨・耐火構造」の確認ができない建物を含みます)

(注 1)耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 2)

下記に挙げる基準に適合する建築物をいいます。

①主要構造部(壁・柱・床等)が一定の耐火性能を持つこと。

②外壁の開口部(窓・ドア等)で延焼の恐れのある部分に一定の防火性能を持つ防火設備を有すること。

(注 2)準耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 3)

▶ 6 共済金をお支払いする場合

<火災等共済金>

共済期間中に火災・破裂・爆発、落雷、消火作業による冠水・破壊、他人の住居からの水漏れ、他人の車両の飛び込み、突発的な第三者の加害行為(損害額 5 万円以上)、住宅外部からの物体の落下・飛来の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり火災等共済金をお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額

●留意事項

- (1)火災等で全焼損の場合、住宅および家財それぞれの契約共済金額の全額をお支払いします。なお、住宅の焼破損割合が 70%以上の場合が全焼損となります。
- (2)火災等で全焼損にいたらない場合、契約共済金額の範囲内で、住宅契約の場合は住宅の損害額(再取得価額)を、家財契約の場合は家財の損害額(再取得価額)をお支払いします。
- (3)火災等により門、塀、物置、納屋、車庫等が損害を被った場合は下記①または②のいずれかのお支払いとなります。
- ①住宅の契約共済金額が加入基準以上または 4,000 万円の場合、住宅の加入基準額の 10%または実際の損害額のいずれか少ない額。
- ②住宅の契約共済金額が 4,000 万円未満で、かつ加入基準額に満たない場合、住宅の契約共済金額の 10%または実際の損害額のいずれか少ない額。
※住宅自体にも被害がある場合は、上記(1)または(2)と合わせて、契約共済金額が限度となります。
- (4)車両の飛び込みについて、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触は除きます。
- (5)放火、自動車の飛び込み、盗難その他第三者の行為によって生じた損害に対して共済金をお支払いした場合は、全労済が代位権を取得します。また、損害賠償金が先に支払われた場合は、共済金から相当額を差し引いてお支払いします。

<風水害等共済金>

共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、下表の「損害の程度」に記載の損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度		1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	住宅の損壊率70%以上		30,000円	300万円	
半 壊	住宅の損壊率20%以上70%未満		15,000円	150万円	
一部壊	住宅の 損害額	100万円を超える	4,000円	40万円	
		50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円	
		20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円	
		10万円を超え20万円以下	500円	5万円	
床上浸水	全床面の 50%以上	居室の 床面からの 高さ	150cm以上	15,000円	150万円
			100～150cm未満	10,000円	100万円
			70～100cm未満	7,000円	70万円
			40～70cm未満	5,000円	50万円
			40cm未満	3,000円	30万円
	全床面の50%未満		100cm以上	3,000円	30万円
			100cm未満	1,000円	10万円

※損害額は再取得価額で算出し損害の程度(支払いランク)を認定します。

●留意事項

- (1)住宅・家財いずれかのためのみの契約の場合、共済金は上表「支払限度額」の半額となります。
- (2)支払われる共済金の額は、住宅・家財の契約共済金額の割合に応じて割りふって支払われます。
- (3)1 回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
- (4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより認定します。
- (5)住宅外部に損壊のない雨水の吹き込み、漏水は風水害等の損害には含まれません。
- (6)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。
- (7)損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

<臨時費用共済金>

共済の目的につき、共済期間中に火災等または風水害等による損害が生じ、かつ火災等共済金・風水害等共済金を支払われる場合、臨時費用共済金として火災等共済金の額または風水害等共済金の額の 15% に相当する額をお支払いします。ただし、一世帯あたり、かつ、1 回の事故のお支払限度額は 200 万円となります。

耐火建築物以外の建築物で下記のいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼の恐れのある部分に耐火建築物と同様の防火設備を有するものをいいます。

- ①主要構造部(壁・柱・床等)が準耐火性能を持つこと。
②①と同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の設置その他の事項について政令で定める技術基準に適合するもの。

(注 3)省令準耐火建物

勤労者財産形成促進法施行令第 36 条第 2 項および第 3 項の基準を定める省令(平成 19 年厚生労働省、国土交通省令第 1 号)第 1 条第 1 項第 1 号口(2)に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住宅金融機構」)の定める仕様に合致するものまたは住宅金融機構の承認を得たものをいいます。

火災等共済金の15%
(200万円が限度)

+

<諸費用共済金>

共済金の種類	支払限度額(下記のいずれか少ない方)
失火見舞費用共済金	100万円、または契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金	50万円、または契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)
修 理 費 用 共 済 金	100万円、または契約共済金額の20%

※漏水見舞費用共済金と修理費用共済金は、マンション構造のみ対象です。
※共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときの「失火見舞費用共済金」や「漏水見舞費用共済金」、賃借人の居住する住宅に損害が生じ修理のための費用を支払った場合に「修理費用共済金」を支払います。

水道管凍結費用共済金（住宅の加入口数 20 口以上の場合）

保障の対象	支払額
共済の目的である住宅の専用水道管が凍結により損壊（バックিংのみに生じた損壊を除く。）し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合	1事故10万円を限度（1世帯あたり）

バルコニー等修繕費用共済金（マンション構造のみ）

保障の対象	支払額
区分所有建物で契約者がもつばら使用・管理している専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合	1事故30万円または建物の基本共済金額のいずれか少ない額が限度（1世帯あたり）

用語の解説（自然災害共済と共通です）
●「損壊」とは、住宅外部の壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
●「床上浸水」とは、居室の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）から 45cm を超える浸水により、日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
●「一部壊」とは住宅の損害額が 10 万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

＜特別共済金＞

住宅災害死亡共済金

保障の対象	支払額
契約者本人または契約者と生計を一にする親族の死亡	1人につき1口あたり5,000円（1人300万円を限度）

※火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合

風呂の空だき見舞金

被害の程度	支払額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

持ち出し家財共済金

持ち出し家財の損害
日本国内の他の建物内で火災等で損害を受けたとき、100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか少ない額を限度にお支払います。 ※持ち出し家財とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出され、共済契約関係者の管理下にある家財をいいます。

付属建物等風水害共済金（住宅の加入口数 20 口以上の場合）

保障の対象	支払額
風水害等により付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合	1事故20,000円（1世帯あたり）

注意喚起情報 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお支払いできません。

- (1)契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
- (2)火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3)共済の目的である家財（持ち出し家財を除きます）が、共済の目的である家財を収容する住宅外にある間に生じた火災等または風水害等
- (4)置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の火災等
- (5)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

- (6)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- (7)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じです）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同じです）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (8)(7)以外の放射性照射または放射能汚染
- (9)(5)から(8)までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (10)発生原因がいかなる場合でも(5)から(8)までの事由による事故の延焼または拡大
- (11)(5)から(8)までの事由に伴う秩序の混乱

▶ 2 契約の無効について

下記の場合には、契約は無効となります。

- (1)共済の目的が発効日または更新日において、「▶ 4 加入できる住宅または家財（37 ページ）」の範囲外のと
- (2)契約の発効日において、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅について、70 パーセント以上の損壊、焼失または流出が発生していたとき
- (3)契約の発効日、更新日または変更承諾日において、「借家人賠償責任特約 ▶ 2 特約に加入できる方と契約方法（39 ページ）」のいずれかをみだしていないとき
- (4)共済金額が全労済の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- (5)住宅 1 棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき
- (6)同一の契約者により同一の共済の目的である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき
- (7)契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3 年間分を限度として掛金をお返しします。

契約概要 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 借家人賠償責任特約について

借家人賠償責任特約は、火災共済にセットして加入できます。

▶ 2 特約に加入できる方と契約方法

- (1)加入できる方（被共済者）
借用住宅の借主。ただし、共済契約関係者であることが条件となります。
- (2)契約方法
火災共済に 20 口以上（家財契約）加入し、下記の①～③のすべてに該当する場合に加入できます。
①借用住宅に基本契約の共済の目的である家財が収容されているとき
②借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
③被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

▶ 3 共済金をお支払いする場合

借用住宅の借主の過失で、火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払します。
＜損害賠償共済金＞
※ 1 回の事故による損害賠償の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度となります。また、修理費用共済金が支払われる場合は、その差額を差し引きます。
※損害賠償共済金を支払うことによって共済金受取人が代位取得するものがあるときは、その差額を差し引きます。

＜賠償費用共済金＞

損害賠償金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し契約共済金額を限度に賠償費用共済金をお支払いします。
※ 1 回の事故による賠償費用共済金の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度です。

※損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約の共済金額を超える場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

注意喚起情報 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

- (1)下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお支払いできません。
①契約者、被共済者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法

- 定代理人の故意
 - ②契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図
 - ③借用戸室の改築、増築または取りこわし等の工事
 - ④直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等または地震等
 - ⑤火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）（39 ページ）」の(5)、(7)、(8)
 - ⑥④および⑤の事由により発生した事故の延焼または拡大
 - ⑦発生原因がいかなる場合でも、④および⑤の事由による事故の延焼または拡大
 - ⑧④および⑤の事由に伴う秩序の混乱
- (2)次の損害賠償責任を負担することにより被った損害
- ①加入者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - ②加入者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

▶ 2 契約の無効について

火災共済の「▶ 2 契約の無効について（39 ページ）」を参照ください。

契約概要 全労済「類焼損害保障特約」

▶ 1 類焼損害保障特約について

類焼損害保障特約は、火災共済にセットして加入できます。

▶ 2 特約に加入できる方と契約方法

- (1)契約者、被共済者、共済金受取人について
①契約者
契約者は火災共済の契約者となります。
②被共済者
類焼損害保障特約では損害を被った近隣住民が被共済者となります。火災共済の被共済者とは異なることから、「類焼保障被共済者」としています。
③共済金受取人
共済金受取人は類焼保障被共済者となります。
(2)契約方法
火災共済に 30 口以上（建物契約・家財契約の合計、ただし 1 契約で 30 口以上必要）加入している場合に加入できます。
※ 1 物件につき 1 契約とします（2 契約以上あることがわかった場合は、後から契約した方を無効とします）。

▶ 3 共済金をお支払いする場合

契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払します。
＜類焼損害共済金＞
(1)共済期間中に、基本契約の共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する住宅内から発生した火災、破裂および爆発による、第三者（共済契約関係者以外の者をいう）の所有する居住用の住宅または家財の損害（消防または避難に必要な処理を含む）を保障します。ただし、臭気付着または煙損害は除きます。
(2)1 共済期間中 1 億円を限度に、実損害（再取得価額ベース）を支払います。（共済金を支払った場合は、限度額の 1 億円からその共済金の額を控除した残額が、損害が生じた時以後の共済期間に対する共済金額となります。）
※類焼先が火災保険・火災共済等に参加している場合は、類焼先が加入している火災保険・火災共済等から優先して支払い、損害額からその額を差し引いた残額を支払います。（他契約優先支払）

注意喚起情報 全労済「類焼損害保障特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

- (1)下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお

支払いできません。
①共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意
②類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます）
③類焼保障被共済者でない人が類焼損害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その人またはその人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
④火災共済の「▶ 1 共済金をお支払できない場合（主な免責事由）（39 ページ）」(5)～(11)

▶ 2 契約の無効について

火災共済の「▶ 2 契約の無効について（39 ページ）」を参照ください。

契約概要 全労済「盗難保障特約」

▶ 1 盗難保障特約について

盗難保障特約は、火災共済にセットして加入できます。

▶ 2 特約に加入できる方と契約方法

火災共済のみの加入でかつ、家財契約をしている方で家財契約に 30 口以上加入している場合に加入できます。
※火災共済の住宅契約のみの方および自然災害共済加入の方は、盗難保障特約に加入することができません

▶ 3 共済金をお支払いする場合

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払します（家財のみが保障対象となり、住宅部分については保障の対象外となります）。

＜盗難共済金＞

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	最高300万円
	通貨（1万円以上）	最高20万円
	預貯金証書	最高200万円
	持ち出し家財	最高60万円

注意喚起情報 全労済「盗難保障特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

- (1)下記のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません
①共済の目的である家財（持ち出し家財を除きます）が基本契約家財を収容する住宅外にある間に生じた盗難
②置き忘れ、紛失、置き引き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます）その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
③持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号）第 2 条第 3 項で定めるものをいいます）の盗難
④火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）（39 ページ）」(1)、(2)、(5)～(11)、および自然災害共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）（42 ページ）」(3)、(4)

▶ 2 契約の無効について

火災共済の「▶ 2 契約の無効について（39 ページ）」を参照ください。

保障のことなら
全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

自然災害保障 全労済「自然災害共済」

自然災害保障は、全労済の「自然災害共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「自然災害共済」

▶ 1 自然災害共済について

自然災害共済は、火災共済にセットして加入できます。地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

▶ 2 契約の方法

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で加入してください。なお、加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません。

▶ 3 契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

▶ 6 共済金をお支払いする場合

＜風水害等共済金＞

申込日の翌日から8日目以降の共済期間中に、共済の目的である住宅または家財に風水害等による損害（突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮）が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度		大型タイプ		標準タイプ		
			1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	住宅の 損壊率	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半 壊		50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円	
		30～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円	
		20～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円	
一部壊	損害額	100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円	
		50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円	
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円	
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円	
床上浸水	全床面 50% 以上	居室の床面からの 浸水面の高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
			100～150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
			70～100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
			40～70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
	50% 未満		40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
			100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円
			100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円

〔支払要件〕

- 住宅の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない雨水の吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます）
- 家財の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない雨水の吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます）
- 住宅が床上浸水を被った場合

●**留意事項**
火災共済の「▶ 6 共済金をお支払いする場合」風水害等共済金の留意事項(3)～(7) (38 ページ) が適用となります。さらに加えて下記の事項が適用されます。
・風水害等共済金の額は、火災共済および自然災害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
・一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

＜地震等共済金＞

地震等により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合、下表のとおり地震等共済金をお支払いします。

※地震等とは、地震による損壊・火災、噴火による損壊・津波による損壊などをいいます。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
損壊 焼損等	全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円
	大規模半焼・大規模半壊	50%以上～70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円
	半焼・半壊	20%以上～50%未満	15,000円	900万円	10,000円
	一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円

〔支払要件〕

- 共済の目的に地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等共済金をお支払いします。

▶ 4 火災共済との関係

火災共済が無効・取り消しになったときは、自然災害共済も無効・取り消しとなります。また、火災共済が契約期間の途中において終了したときも同時に終了します。

▶ 5 加入できる住宅または家財

加入できる住宅または家財については、火災共済の「▶ 4 加入できる住宅または家財 (37 ページ)」と同様です。ただし下記は、自然災害共済では含まれません。

＜住宅＞

(1)門、塀、垣根、カーポート、その他の住宅の付属工作物

(2)住宅に付属する物置、納屋、車庫などの付属建物

※「付属建物等特別共済金」に限り、上記 (1)、(2) も共済金支払いの対象となります。（大型タイプ加入の場合）

- (2)下記の損害は、地震等による損害に含みます。

①地震等によって生じた火災等による損害。

②地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害。

③発生原因がいかなる場合でも、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害。

●留意事項

- (1)72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。
- (2)共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には、一部壊・一部焼として家財契約の共済金をお支払いします。
- (3)物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
- (4)損害額は全労済が定めた再取得価額にて算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

＜地震等特別共済金＞

地震等により損害が生じ、住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合、下表のとおり地震等特別共済金をお支払いします。

損害の程度	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下	1回の事故につき1世帯あたり4.5万円	1回の事故につき1世帯あたり3万円

※住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合

＜付属建物等特別共済金＞

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。

※自然災害共済大型タイプに加入の場合のみ対象

※住宅の加入口数が20口以上の場合

〔支払要件〕

- (1)共済の目的である付属工作物（門、塀、垣根、カーポートなど）および付属建物（物置、納屋、車庫など）につき、下記の①、②のいずれかに該当する場合、付属建物等特別共済金をお支払いします。
①共済期間中に風水害等による損害が生じ、その損害の額が10万円を超えるとき。
②契約期間中に地震等により損害が生じ、その損害の額が20万円を超えるとき。

■留意事項

- (1)申込日以前に生じた風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては付属建物等特別共済金を支払いません。

＜盗難共済金＞

盗難により共済期間中に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下表の支払限度額の範囲で、盗難共済金をお支払いします。

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	契約共済金額
	通貨(1万円以上)	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	預貯金証書	200万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	持ち出し家財	100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか低い額

●留意事項

- (1)汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
- (2)通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
- (3)通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。

- (4)通貨・預貯金証書の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- (5)預貯金証書の損害は、下記①・②を満たす場合に限ります。
①盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと
②預貯金が引き出されていたこと
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で盗難にあつたことをいいます。
※なお、盗難における「持ち出し家財」「通貨」「預貯金証書」の損害の場合は、他の保険金などとあわせて下記の額（他の契約の限度額が下記の額を超えるときには、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額を「損害の額」として調整します。
①持ち出し家財：限度額100万円
②通貨：限度額20万円
③預貯金証書：限度額200万円

＜傷害費用共済金＞

火災等共済金、盗難共済金、風水害等共済金または地震等共済金が支払われるときに、共済契約関係者がその事故により傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合、下記のとおしてお支払いします。

1口あたりの共済金は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円の傷害費用共済金をお支払いします。

▶ 7 共済金が削減される場合

下記の場合には、共済金は削減となります。

- (1)自然災害共済は、全労済・全国交運共済生協・電通共済生協・JP共済生協・教職員共済生協（以下「自然災害共済実施生協」といいます）が共同で実施するものです。
- (2)1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体で支払うべき所定の共済金総額が、風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた下記の総支払限度額を超える場合は、共済金を削減してお支払いします。
①総支払限度額
風水害等…480億円、地震等…2,700億円
- (3)大規模な台風や地震などに備えるために異常危険準備金や再保険の手配を行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、やむを得ず所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。また、共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

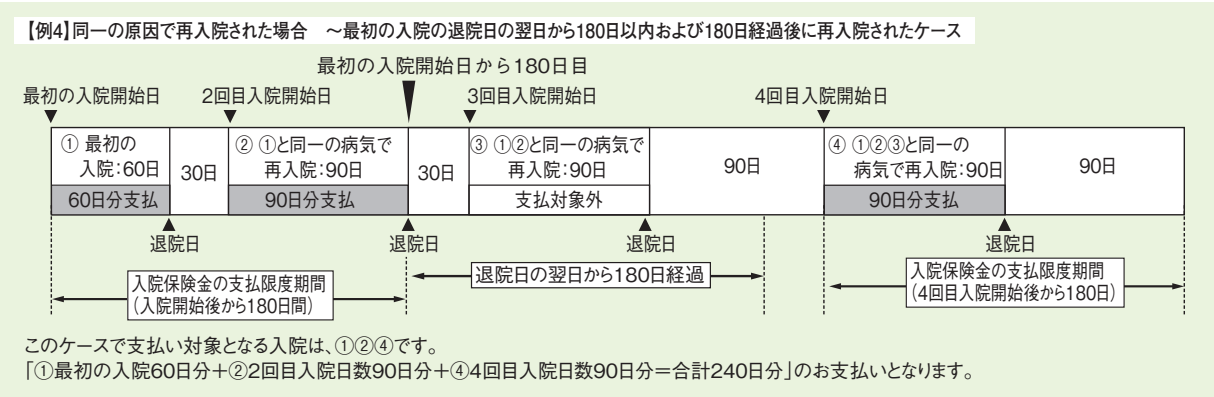
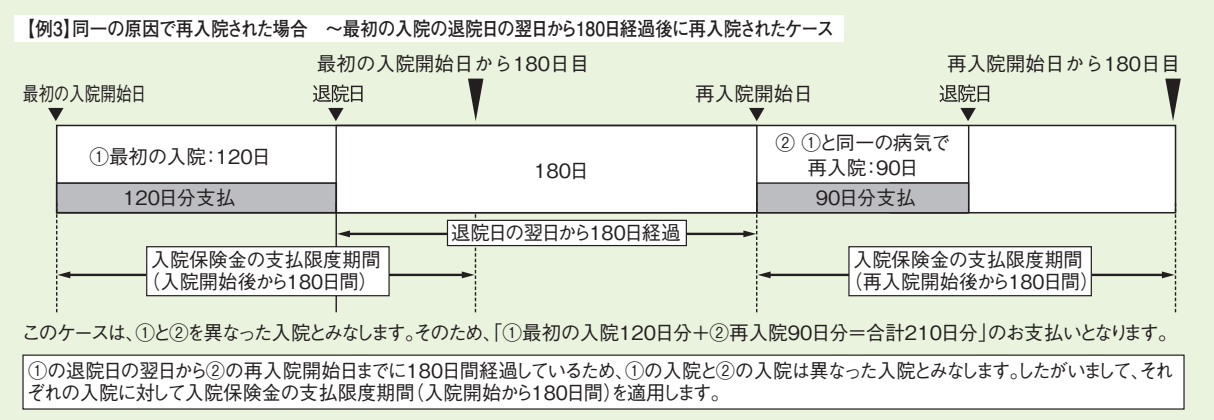
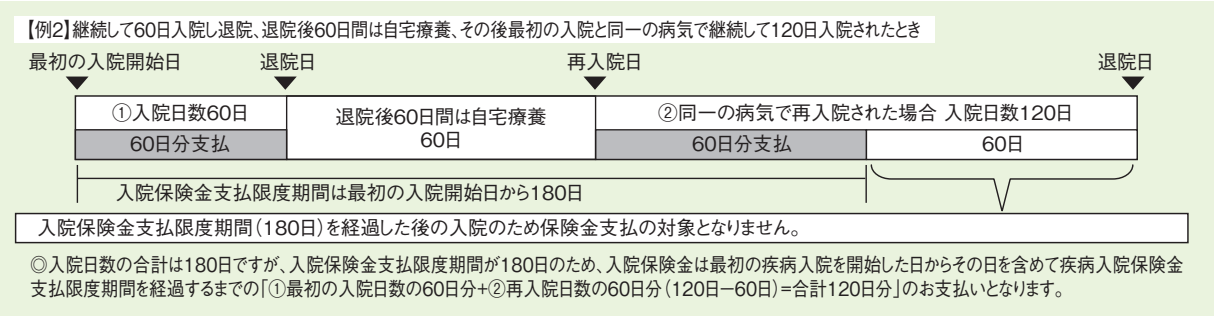
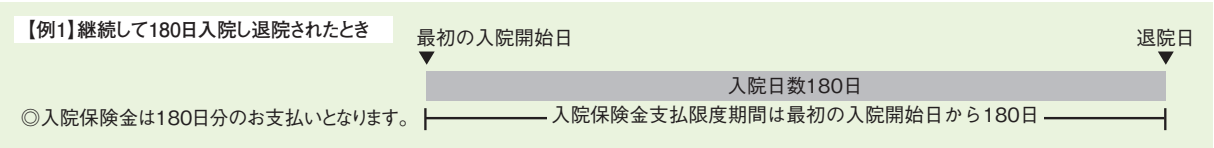
注意喚起情報 全労済「自然災害共済」

▶ 1 共済金（風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・地震等特別共済金・付属建物等特別共済金）をお支払いできない場合（主な免責事由）

下記のいずれかの事由により生じた損害の場合には、共済金をお支払いできません。

- (1)契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
- (2)風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失、または盗難
- (3)共済の目的である家財（持ち出し家財を除きます）が、共済の目的である家財を収容する住宅外にある間に生じた風水害等、地震等または盗難
- (4)家財の置き忘れもしくは紛失、または置き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます）、もしくはその他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- (5)持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第3項で定めるものをいいます）の盗難
- (6)火災共済の「▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）」(39ページ)】(5)、(7)、(8)
- (7)〔6〕の事由により発生した事故の延焼または拡大
- (8)発生原因がいかなる場合でも、(6)の事由による事故の延焼または拡大
- (9)〔6〕の事由に伴う秩序の混乱
- (10)地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害（地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金）

(注) 1 入院の支払限度期間について
お支払い例(入院保険金支払限度期間 180 日)



- (4)引受条件(ご契約金額等)
- ①ご契約金額(入院保険金日額)につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットをご参照ください。
- ②新規にご加入の場合は満 64 歳まで、継続加入の場合は満 79 歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が 60 歳以上の方は 60 歳未満の方とは別料率となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

基本契約 組合員・配偶者・子ども・その他親族保険料

満年齢 (保障開始日時点)	契約入院日額			
	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
0歳～59歳	450円	750円	1,200円	1,500円
60歳～79歳	1,050円	1,750円	2,800円	3,500円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、掛金は「指定口座からの自動振替」となります。詳細は全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金等

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 10 契約の消滅について

加入者が死亡した場合には、契約が消滅となります。

▶ 11 生命保険料控除のしくみ

「▶ 7 生命保険料控除のしくみ」(53 ページ)をご参照ください。

▶ 12 納税義務国の確認について

一定額以上の満期共済金・解約返戻金を受け取りになられるとき、海外渡航のお届けをいただくときなど、海外への納税義務の確認をさせていただきます場合があります。

▶ 13 クーリングオフについて

▶ 14 共済金の不法取得目的による契約の無効について

▶ 15 詐欺等による契約の取り消しについて

▶ 16 組合員について

▶ 17 個人情報の取り扱いについて

▶ 18 団体事務手数料のお支払について

▶ 19 信用リスクについて

上記 13 ～ 19 の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32 ～ 33 ページ)を参照ください。

保障のことなら

全労済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

- (2)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させまたは発生させようとしたとき
- (3)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力※ 1 に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※ 2 を有していると認められるとき。
- ※ 1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない人を含みます。以下同じです。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ※ 2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用をおこなうこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- (4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
- ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
- ※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

- (1)加入者が契約者以外である場合加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

入院・手術保障 全体概要

入院・手術保障(以下、入院保障)は、損害保険会社、全トヨタ労連が引き受け、以下の内容で実施します。()は引受割合です。

保障内容 引受団体	基本契約		三大疾病特約			医療上乗せ特約		
	入院	手術	入院	手術	診断	通院	長期入院	先進医療
損 害 保 険 会 社	○(100%)		－			－		
全 ト ヨ タ 労 連	－		○(100%)			○(100%)		

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

損害保険会社は入院保障のうち、基本契約「入院・手術」を 100%引受けています。

契約概要 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問合せください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1)団体契約の仕組み
損害保険会社引受契約「重要事項説明書(共通事項) (33 ～ 35 ページ)」を参照ください。
- (2)商品の仕組み
被保険者が、保険期間中に発病した疾病または発生した急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガにより入院された場合、または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
- (3)補償内容(主な支払事由、保険金をお支払いする場合)

保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の額
疾病入院保険金	被保険者が病気により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
疾病手術保険金	被保険者が病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、 疾病入院保険金日額×倍率 (40倍、20倍、10倍)
傷害入院保険金	被保険者がケガにより、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのケガの治療を直接の目的として入院されたとき	傷害入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
傷害手術保険金	被保険者が、ケガの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、給付倍率の最も高い1種類の手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、 傷害入院保険金日額×倍率 (40倍、20倍、10倍)

支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○被保険者の生年月日・満年齢・性別

○被保険者の職業職種

○質問表回答欄にご記入いただく事項

○他の保険契約

(注)「他の保険契約」とは、医療保険(1年契約用)の場合には、医療保険・疾病入院特約・普通傷害保険などの疾病・ケガを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。

③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満64歳以下、継続加入の場合は満79歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

- 以下の事由で身体障がいを受けた場合
 - ①ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - ③被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
 - ④戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事変または暴動(*1)
 - ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(*1)
 - ⑥前記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(*1)
 - ⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*2)のないもの
- 以下のケガによる身体障がいを受けた場合
 - ①無資格または酒気を帯びた状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ②地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガ、またはこれらの事由に随伴して生じた事故、もしくはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(*1)
 - ③被保険者に対する刑の執行
 - ④精神障がいを原因とする事故
- アルコール依存症および薬物依存による入院または手術
- 入院または手術の原因となった身体障がいを受けた時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるとき。ただし、入院を開始した日または手術を受けた日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金支払の対象となります。
- (*1)これらに該当した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共栄火災が認めたときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- (*2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

全トヨタ労連は、入院・手術保障のうち三大疾病特約、および医療上乗せ特約の100%を、自家医療共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家医療共済規程」にもとづき実施します。

＜お支払いの対象にならない手術の代表例は下記のとおりです。＞

- 25cm未満の植皮・皮弁形成
- 皮下・皮膚良性腫瘍・腫瘍の摘出・切除(注)
- 軟部腫瘍の摘出・切除(注)
- 乳腺腫瘍(良性)の摘出・切除(注)
- 創傷処理・デブリードマン(注)
- 傷の縫合
- 骨折の整復(非観血術の場合)
- 抜釘術(骨内異物・挿入物の除去・抜去)
- 抜歯(顎骨を削らない場合)
- インプラント
- 口蓋の形成
- 唾石のみの摘出
- 鼻茸の手術
- 鼻粘膜の切除・焼灼
- 鼻甲介の切除
- 扁桃腺・アデノイドの手術
- 子宮頸管ポリープの切除
- 鉗子分娩・吸引分娩
- 人工妊娠中絶術
- 肛門・直腸周囲膿瘍の切開
- 痔核の硬化療法
- 痔核の血栓摘出
- 穿刺による洗浄・排液
- 近視または乱視の矯正手術(レーシックなど)
- 美容整形手術 など

(注)筋・腱・靱帯に及ぶ場合は対象になることがあります。

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

▶ 11 健康状態告知確認書

上記3～11の詳細は、損害保険会社引受契約重要事項説明書〈共通事項〉(33～35ページ)を参照ください。

【2】医療上乗せ特約

	発効日満年齢 0～59歳				発効日満年齢 60～79歳			
基本契約加入額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金(円)	120	200	320	400	510	850	1,360	1,700

▶ 5 共済金をお支払いする場合

【1】三大疾病特約

■「三大疾病」の定義

急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病で、原則として以下の3項目のすべてを満たすもの ①典型的な胸痛の病歴 ②新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ③心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血ならびに頭蓋外部からの梗塞が含まれる。)により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病 (「上皮内癌」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除く)
上皮内新生物等	上皮内新生物 ・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮(頸)部の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌
	悪性新生物のうち「皮膚癌(悪性黒色腫を除く)」 ・皮膚のその他の悪性新生物

(1)診断共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
急性心筋梗塞 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診察を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100倍 加入者の生涯にわたり それぞれ1回のみ支払い
脳卒中 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診察を受けた日からその日を含め60日以上、言語障がい、運動失調、および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
悪性新生物 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中かつ発効日または更新日から起算して91日以降に悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	
上皮内新生物等 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中かつ発効日または更新日から起算して91日以降に上皮内新生物等に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。上皮内新生物等診断共済金が支払われることになった診断確定日から、その日を含めて2年以内に再度上皮内新生物等診断共済金の支払事由に該当した場合は、上皮内新生物等診断共済金をお支払いしません。	三大疾病入院共済金日額×10倍 加入者の生涯にわたり10回の 支払いが限度

(2)三大疾病入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病 入院共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病入院保険金(45～46ページ参照)」の支払対象となる入院をした場合に、疾病入院保険金とは別に三大疾病入院共済金をお支払いします。なお、入院の原因となった三大疾病が悪性新生物または上皮内新生物等である場合は、発効日から起算して31日以降に発病した三大疾病の治療を目的とした入院に対してお支払いします。また、支払限度期間は入院保険金と同様、入院開始日から180日目までの間となります。	三大疾病入院共済金日額 ×入院日数

(3)三大疾病手術共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病 手術共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病手術保険金(45ページ参照)」の支払対象となる手術を受けた場合に、疾病手術保険金とは別に三大疾病手術共済金をお支払いします。	三大疾病入院共済金日額 ×所定の支払割合 (10倍、20倍、40倍)

【2】医療上乗せ特約

(1)入院前通院共済金および退院後通院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
入院前通院 共済金 および 退院後通院 共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に通院し、次の条件のすべてを満たすとき ①加入者が入院し、基本契約の入院共済金が支払われること ②左記①の入院と同一原因による通院であること ③次に掲げる期間中の通院であること ・入院前通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間で、最高30日を限度 ・退院後通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間で、最高60日を限度	入院共済金日額×0.3 ×通院日数

なお、加入者が同一の原因により2回以上入院した場合において、それらの入院が入院手術保障「基本契約」の規定(損害保険会社の医療保険約款)にもとづき、1回の入院とみなされるとき、「入院開始日」は最初の入院をした日とし、「退院日」は入院共済金の支払われる最終日の日を含む入院の退院日とします。

(2)長期入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
長期入院 共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以降に発病した疾病または受傷した傷害の治療を目的とした入院 ②連続して90日以上入院、または連続して180日以上入院	入院共済金日額×60倍

なお、加入者が該当する入院の退院後 180 日以内にその入院と同一の原因により入院したときは、これらの入院は 1 回の入院とみなし、その再入院については長期入院共済金をお支払いしません。また、入院を開始した後に異なる疾病の併発、または傷害が発生したときには、当初入院の直接原因と同一の原因により連続して入院したものとみなし、全入院期間を通じて 1 回の入院とみなしてお支払いします。

(3)先進医療共済金

共済金の種類		共済金を支払う場合		共済金の額								
先進医療費用 共済金		加入者が、先進医療による治療を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①「基本契約」の入院共済金が支払われる入院期間中の先進医療による療養 ②「基本契約」の入院共済金が支払われる入院の原因となった疾病または不慮の事故を直接の原因とする治療を目的とした先進医療による療養 ③共済期間（契約期間）中の先進医療による療養 ※「基本契約の入院共済金が支払われる入院」については45～46ページをご参照ください。		先進医療による療養を受けるために契約者が負担した技術料に相当する金額 (1回の入院に対して入院共済金日額の200倍を限度)								
(ご注意) ●先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を対象とし、厚生労働大臣告示に定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。 ●加入者について、先進医療による療養を受けるための費用が支払われる他の契約がある場合において、それぞれの契約について他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が契約者が負担した技術料に相当する金額をこえるときは、つぎの算式によって算出した金額を先進医療費用共済金としてお支払いします。												
<table><tr><td>全トヨタ労連の 支払う先進医療 費用共済金の額</td><td>=</td><td>契約者が負担した 技術料に相当する 金額</td><td>×</td><td><table><tr><td>他の契約がないものとして算出した全トヨタ労連の支払責任額</td></tr><tr><td>他の契約がないものとして算出したそれぞれの契約の支払責任額の合計</td></tr></table></td></tr></table>						全トヨタ労連の 支払う先進医療 費用共済金の額	=	契約者が負担した 技術料に相当する 金額	×	<table><tr><td>他の契約がないものとして算出した全トヨタ労連の支払責任額</td></tr><tr><td>他の契約がないものとして算出したそれぞれの契約の支払責任額の合計</td></tr></table>	他の契約がないものとして算出した全トヨタ労連の支払責任額	他の契約がないものとして算出したそれぞれの契約の支払責任額の合計
全トヨタ労連の 支払う先進医療 費用共済金の額	=	契約者が負担した 技術料に相当する 金額	×	<table><tr><td>他の契約がないものとして算出した全トヨタ労連の支払責任額</td></tr><tr><td>他の契約がないものとして算出したそれぞれの契約の支払責任額の合計</td></tr></table>	他の契約がないものとして算出した全トヨタ労連の支払責任額	他の契約がないものとして算出したそれぞれの契約の支払責任額の合計						
他の契約がないものとして算出した全トヨタ労連の支払責任額												
他の契約がないものとして算出したそれぞれの契約の支払責任額の合計												

▶ 6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（32 ページ）を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家医療共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家医療共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30 日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」に連絡してください。この連絡を正当な理由なく怠ったときは、全トヨタ労連は共済金をお支払いしないことがあります。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合（免責）

下記のいずれかにより、共済金の支払事由に該当したとき

- (1)契約者または加入者の故意または重大な過失
- (2)加入者の知的障がい（精神遅滞）、性格異常、または薬物依存によるとき。または、薬物依存により生じた疾病

交通災害保障 全労済「交通災害共済」

交通災害保障は、全労済の「交通災害共済」にもとつき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 引受団体	基本契約			
	死亡	後遺障がい	入院	通院
全 労 済	100%			

契約概要 全労済「交通災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

交通災害保障は、全労済が定める「交通災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとつき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとつき実施します。新しく全労済の引受契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっいただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（32 ～ 33 ページ）を参照ください。

▶ 3 加入できる方

契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方

- (1)契約者（組合員、以下同じ）

(3)不慮の事故を直接の原因とする場合で、以下に該当する場合

- ①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。
 - ②加入者の重大な過失
 - ③加入者の犯罪行為
 - ④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故
 - ⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑥加入者の精神障がいまたは泥酔
- (4)原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 4 契約が無効となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」（60 ページ）を参照ください。

▶ 5 契約が解除となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」（60 ページ）を参照ください。

▶ 6 契約が消滅となる場合

以下の場合、契約は消滅となります。なお、共済金をお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)基本契約が消滅したとき

▶ 4 保障額と共済掛金について

掛金は組合員・組合員と生計を一にする親族ともに共通です。

加入できる方	保障額	月払掛金
組合員および組合員と生計を一にする親族	100万円（10口）	70円
	200万円（20口）	140円
	300万円（30口）	210円
	400万円（40口）	280円
	500万円（50口）	350円

▶ 5 割り戻し金

全労済は毎年 5 月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します（5 月末現在の有効契約が対象です）。

▶ 6 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。	基本契約共済金額
障害共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表（詳細は67ページを参照ください）」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。	基本契約共済金額 ×支払割合
入院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に連続して5日以上入院した場合、右記の計算により入院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した入院が対象となります。 ※入院日数は1回の入院について180日分が限度となります。	入院共済金額 ×（入院日数（180日限度） －免責4日） ※免責4日分については、 通院共済金をお支払いします
通院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に通院した場合、右記の計算により通院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した通院が対象となります。 ※通院日数は同一の交通事故による通院について90日分が限度となります。	通院共済金額×通院日数

▶ 7 共済金を減額する場合

加入者が交通事故により損害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

▶ 8 交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。

- (1)運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じ）との衝突・接触等による事故
- (2)運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
- (3)運行中の交通機関に搭乗している加入者の不慮の事故
- (4)乗客（入場客を含みます）として、改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における加入者の不慮の事故
- (5)道路（道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする）を通行中の加入者の次に掲げる不慮の事故
 - ①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - ②崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ③火災または破裂・爆発※運行中には「駐車中」は含みません。

▶ 9 交通機関の定義について

- (1)汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含みます）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
- (2)自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両（道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律 105 号）第 2 条（定義）第 1 項第 8 号から第 12 号までに規定するもの）。ただし、次のものは含みます。
 - ①身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
 - ②道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 3 条（道路の種類）に定める道路（市町村道以上の道路）を運行中の原動機付耕運機
- (3)航空法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号）第 2 条（定義）第 1 項に規定する航空機
- (4)船舶職員法および小型船舶操縦者法（昭和 26 年 4 月 16 日法律第 149 号）第 2 条（定義）第 1 項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

▶ 10 運行中および搭乗の定義

- (1)「▶ 8 交通事故の定義について」および「共済金をお支払いできない場合（51 ページ）」に定める「運行中」とは、当該交通機関の用い方に従い移動中、停車中、発車準備中または無人暴走その他全労済が認めるものをいい、次の場合は含みません。
 - ①駐車中
 - ②車庫、格納庫、またはこれに代わるべき構内、場所に格納中またはけい留中（ただし、けい留中であっても、乗客の乗降中は運行中とする。）
 - ③リフト、エレベーター、エスカレーターの運転休止中

- (2)「▶ 8 交通事故の定義について」、「▶ 9 交通機関の定義について」および「共済金をお支払いできない場合（51 ページ）」に定める「搭乗」とは、下記をいいます。
 - ①運行中の交通機関に乗車（船）するために交通機関に手または足をかけたときから、下車（船）のために片足が地面につく直前まで
 - ②自転車の場合には、ペダルに足を乗せて乗車を開始したときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
 - ③自動二輪車および原動機付自転車の場合には、運行するためにエンジンを作動し、車体に手または足をかけたときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
 - ④その他全労済が認めるもの

▶ 11 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から 3 年間です。詳しくは全労済までお問合せください。

▶ 12 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 13 共済金受取人について

上記 12 ～ 13 の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（32 ～ 33 ページ）を参照ください。

注意喚起情報 全労済「交通災害共済」

▶ 1 契約の解除と契約の更新謝絶について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。また、次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3)共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力※ 1 に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※ 2 を有していると認められるとき
※ 1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
※ 2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- (4)他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記、(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししませ

④契約者と生計を一にする満24歳までの、契約者の配偶者の未婚の子ども。
※配偶者・子どもを被共済者とする場合には、契約者の加入が必要です。
※契約者（組合員）本人および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会契約での契約を継続した場合は最高79歳までご契約いただけます。
(2)申込書記入日（告知日）において、健康状態に関する質問事項に該当しない方

▶ 3 継続加入できる方(保障の対象となる方)

被共済者になれる方(加入できる方。以下同じです)は、発効日または更新日において、当該団体の構成員(契約者)とその配偶者・子どもで、次の要件(1)および(2)をみたしている方です。
(1)被共済者の範囲
①満15歳～満64歳までの契約者。
②満64歳までの契約者の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし契約者または契約者と内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです）。
③契約者と生計を一にする満24歳までの、契約者の未婚の子ども。

▶ 4 掛金について

全労済は基本契約(死亡・重度障がい)のうち50%を引き受けています。保障額ごとの全労済引受分掛金は以下のとおりです。掛金は月額です。
【1】契約者（組合員）本人・配偶者掛金

基本契約加入額(万円)	500		1,000	
全労済引受額(万円)	250		500	
年 齢 別 掛 金（円）	男性	女性	男性	女性
50歳	650	400	1,300	800
51歳	950	550	1,900	1,100
52歳	950	550	1,900	1,100
53歳	950	550	1,900	1,100
54歳	950	550	1,900	1,100
55歳	950	550	1,900	1,100
56歳	1,450	725	2,900	1,450
57歳	1,450	725	2,900	1,450
58歳	1,450	725	2,900	1,450
59歳	1,450	725	2,900	1,450
60歳	1,450	725	2,900	1,450
61歳	2,325	1,100	4,650	2,200
62歳	2,325	1,100	4,650	2,200
63歳	2,325	1,100	4,650	2,200
64歳	2,325	1,100	4,650	2,200

▶ 5 共済金をお支払いする場合

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がいとなった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

死 亡 共 済 金	加入者が共済期間中に死亡したとき
重度障害共済金	加入者が共済期間中に重度障がい状態となったとき（※1）

（※1）重度障がい状態とは、以下の状態をいいます。全労済が定める身体障害等級別支払割合表（67ページ）の、第1級、第2級、第3級の2・3・4になります。「重度障がい」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化（レントゲン写真やCT、MRIなどの医学的な検査で判明する身体的な損傷）を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。具体的には以下のとおりです。死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

- 両眼が失明したもの
- そしゃく及び言語の機能を廃したもの
- 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 両上肢の用を全廃したもの
- 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 両下肢の用を全廃したもの
- 1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
- 両眼の視力が0.02以下になったもの
- 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
- 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
- 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 両下肢を足関節以上で失ったもの
- そしゃく又は言語の機能を廃したもの
- 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
- 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

円、20 口未満で加入されている場合は「契約口数× 50 円」の日額でお支払いします。

▶ 6 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 加入者が発効日または更新日に、すでに死亡していた場合や「加入できる方(49 ページ)」の範囲外であったとき
- 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
- 契約申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
 - ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 - ※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3 年間分を限度として掛金をお返します。

▶ 7 契約が消滅となる場合

加入者が死亡した場合には、契約は消滅となります。

▶ 8 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する交通災害共済にご契約の場合は、すべての契約金額を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度額以内としてください。加入限度額を超えた契約については無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 9 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちに所属する団体を通じてゆうゆうセンターへご連絡ください。
ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。
(1)契約者または加入者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む）
(2)契約者の住所を変更したとき
(3)加入者が「加入できる方(49 ページ)」の範囲外となったとき

▶ 10 クーリングオフについて

▶ 11 詐欺等による契約の取り消しについて

▶ 12 共済金の不法取得目的による契約の無効について

▶ 13 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 14 組合員について

▶ 15 個人情報の取り扱いについて

▶ 16 団体事務手数料のお支払いについて

▶ 17 信用リスクについて

上記10～17の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33 ページ)を参照ください。

保障のことなら

ZENROSAI NEWS
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ん。なお当該契約の未経過契約期間（1 ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。

※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払できません。

▶ 2 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

▶ 3 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

共済金等の支払事由が発生したときに契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者が受け取ることになる共済金等を、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができる制度があります（「指定代理請求制度」といいます）。
また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときに契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができる制度があります（「代理請求制度」といいます）。

▶ 4 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

- 次のいずれかに該当の場合、共済金をお支払いできません。
(1)契約者、加入者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
(2)加入者の犯罪行為によるとき
(3)加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
(4)加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
(5)加入者の精神障がいまたは泥酔によるとき
(6)加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき
(7)原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
(8)道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの（交付を受けられない場合は、お問合せください。）
(9)人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
(10)列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの（ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます）
(11)加入者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます）、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
(12)加入者が職務として下記の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
①荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
②全労済の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃作業
(13)加入者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする加入者が職務上搭乗している間に生じた傷害
(14)加入者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
(15)加入者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故による通院

▶ 5 共済金を削減する場合

加入者が、ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故による入院の場合は、20 口以上で加入されている場合は日額1,000

生命・後遺障害保障 全体概要

生命・後遺障害保障（以下、生命保障）は、全労済、損害保険会社、生命保険、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。（ ）は引受割合。

引受団体	保障内容	基本契約			事故死亡上乗せ特約
		死亡・重度障害	傷害後遺障害	疾病後遺障害	事故死亡
全 労 済		○(50%)	—	—	—
生 命 保 険 会 社		○(11%) 「子ども」契約は引受なし	—	—	—
損 害 保 険 会 社		—	○(100%)	—	○(30%)
全 ト ヨ タ 労 連		○(39%)	—	○(100%)	○(70%)

生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」

契約概要 全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全労済引受分は、全労済が定める「団体定期生命共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約) をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（32～33 ページ）を参照ください。

生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」

〔商品内容のご説明〕

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。この保険は「死亡保障」「高度障がい保障」のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

【チェック欄】

☐当総合パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。
☐保障内容はニーズに合致していますか。☐ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

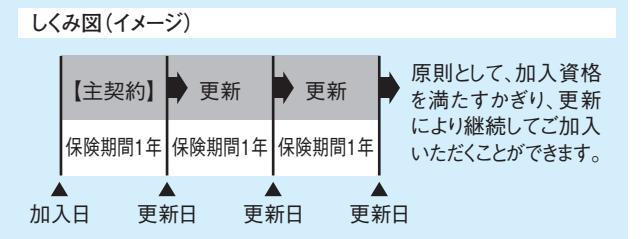
当総合パンフレットには、全トヨタ労働組合連合会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、当総合パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

契約概要のご説明 生命保険「団体定期保険」

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当総合パンフレットの該当箇所をご参照ください。

▶ 1 この保険の特徴

- この保険は、全トヨタ労働組合連合会を契約者とし、その加盟組合に所属する組合員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- この保険は、配当精算方式を採用しております。



▶ 2 主な保障内容

以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死 亡 保 険 金	保険期間中に、死亡された場合
	高 度 障 が い 保 険 金	保険期間中に、加入日(※)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

(※)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない場合等」(55ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(56～57ページ)を必ずご確認ください。

▶ 3 保障額と保険料

保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。「ゆうゆう」の生命・後遺障害保障における生命保険会社引受分の保険料は以下のとおりです。

	組合員(本人)・配偶者保険料(月額)	
基本契約加入額(万円)	500	1,000
生命保険会社引受額(万円)	55	110
生命保険会社引受分保険料(円)	55	110

	効力発生日時点の年齢における保障額の範囲	
	年 齢	加入できる保険金額の範囲
組合員(本人)	満69歳以下	500万円・1,000万円
	満70歳～満79歳	500万円
配偶者 (内縁関係は除く)	満59歳以下	500万円・1,000万円
	満60歳～満79歳	500万円

- (7)契約の申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
(8)契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3間分を限度として掛金をお返しします。

▶ 6 契約が消滅となる場合

次の場合には、契約は消滅します。

- (1)加入者が死亡したとき
(2)加入者が重度障がいとなったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限ります)
※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場所で、未払込掛金がある場合はその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

▶ 7 生命保険料控除のしくみ

- (1)生命保険料控除の対象となる共済契約
生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※1その他の親族である契約」となりますのでご注意ください。
※1内縁関係者にある方は、対象となりません。
(2)生命保険料控除の対象となる共済掛金
1月から12月までに払い込まれた共済掛金の合計額から、その年の割り戻し金を差し引いた額(正味払込共済掛金額)について証明書を発行します。
[生命保険料(一般生命保険料控除)の対象契約]
・生命・後遺障害保障(全労済が引受をしている部分)
・終身生命保障
・終身医療保障

▶ 8 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)契約者または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
(2)契約者の住所を変更したとき
(3)加入者が「継続加入できる方(52ページ)」の範囲外となったとき

▶ 9 クーリングオフについて

▶ 10 詐欺等による契約の取り消しについて

▶ 11 共済金の不法取得目的による契約の無効について

▶ 12 組合員について

▶ 13 個人情報の取り扱いについて

▶ 14 団体事務手数料のお支払いについて

▶ 15 信用リスクについて

上記9～15の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33ページ)を参照ください。

保障のことなら

全労済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

また、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
(2)共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
(3)共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有していると認められるとき
※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用をおこなうこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
(4)他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
(5)上記(1)～(4)でのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
(6)契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過契約期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

▶ 2 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

▶ 3 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

共済金等の支払事由が発生したときに契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者が受け取ることになる共済金等を、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができる制度があります(「指定代理請求制度」といいます)。
また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときに契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができる制度があります(「代理請求制度」といいます)。

▶ 4 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

- (1)契約者、加入者、共済金受取人の故意または重大な過失、加入者の犯罪行為により支払事由が発生したとき。
(2)契約が解除されたとき
(3)契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
(4)加入者が発効日・更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき。ただし、契約者(組合員)本人は250万円、家族については契約共済金額(全労済引受額)の半額または250万円の少ない額まではお支払いします。

▶ 5 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1)契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたとき
(2)加入者が発効日・更新日に「継続加入できる方(52ページ)」の範囲外であったとき
(3)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
(4)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
(5)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき(退職者会契約へ移行済みの場合を除く)
(6)共済金額が最高限度を超えていたときは、その越えた部分

▶ 7 配当金

この保険契約は、配当精算方式を採用しております。
なお、配当精算方式については 54 ページをご参照ください。

▶ 8 脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

▶ 9 制度運営および引受保険会社

- 当制度は全トヨタ労働組合連合会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- 引受保険会社　日本生命保険相互会社

▶ 10 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては 57 ページをご確認ください。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】生命保険「団体定期保険」

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当総合パンフレットの該当箇所をご参照ください。なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

（＊）在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 1 クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。
- （＊）在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 2 責任開始期

- 引受保険会社（＊ 1）がご加入（＊ 2）を承諾した場合、平成 28 年 4 月 1 日（加入日（＊ 2））から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- 引受保険会社（＊ 1）の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊ 2）を承諾する権限がありません。
- （＊ 1）共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。
- （＊ 2）在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

▶ 3 保険金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。例えば
 - (1)次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
 - ・加入日（＊ 1）からその日を含めて 1 年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
 - (2)高度障がい状態の原因となる傷病が加入日（＊ 1）前に生じている場合
 - ・高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病が加入日（＊ 1）以後に生じた場合に限ります。
 - (3)告知義務違反による解除（＊ 2）の場合
 - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
 - (4)詐欺による取消（＊ 2）の場合
 - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
 - (5)不法取得目的による無効（＊ 2）の場合
 - ・保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
 - (6)保険契約が失効（＊ 2）した場合
 - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき

- (7)重大事由による解除（＊ 2）の場合

次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。

 - ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- （＊ 1）在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。
- （＊ 2）解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

▶ 4 この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。（例えば、3 月 24 日に脱退された場合、3 月分保険料をお払込みいただき、3 月 31 日が保障終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 脱退される場合、2 年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は 57 ページに記載のゆうゆうセンターまでお問合せください。

▶ 5 制度内容の変更

- 全トヨタ労働組合連合会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

▶ 6 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。（お問合せ先）生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

▶ 7 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当総合パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、全トヨタ労働組合連合会経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに全トヨタ労働組合連合会のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/）

▶ 8 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては、57 ページをご確認ください。

制度の詳細とその他取扱い　生命保険「団体定期保険」

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

▶ 1 保険金の支払事由

【1】死亡保険金

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【2】高度障がい保険金

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊ 1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊ 2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（＊ 1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日を行い、在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

（＊ 2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはしゃくの障がい

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

- ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

▶ 2 保険金をお支払いしない場合等（詳細）

ご加入（＊ 1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊ 1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（＊ 1）のお申込みに際し特にご注意ください。

- 引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊ 1）日から起算して 1 年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者の故意
 - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱（＊ 2）
- 引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の故意
 - ・保険契約者の故意
 - ・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱（＊ 2）
- （＊ 1）在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。
- （＊ 2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なくと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。
- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊ 1）時以後に生じた場合に限ります。（原因となる傷病がご加入（＊ 1）時に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる傷病がご加入（＊ 1）時に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。
- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」

損害保険会社は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「傷害後遺障害」の 100%、事故死亡上乗せ特約の 30% について、「標準傷害保険」により引受を行います。

契約概要のご説明 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問合せください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書＜共通事項＞（33～35 ページ）」を参照ください。

(2)商品の仕組み
この保険は様々な急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされ、下記の補償内容(特約付帯の場合は特約含む)に該当したときに保険金をお支払いします。

急激かつ偶然な外来の事故とは… 下記 3 項目を全て満たす場合をいいます。 ○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの ○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

(3)補償内容　主な支払事由(保険金をお支払いする場合)

傷害後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障がいが生じた場合に、後遺障がいの程度に応じて、お引受額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算してお引受額が限度となります。180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定してお支払いします。
--	---

【事故死亡上乗せ特約】	
傷害死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、お引受額の全額をお支払いします。

(4)引受条件(ご契約金額等)
ご契約金額につきましては、被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットでご確認ください。

▶ 2 保険料

保険料は以下のとおりです。

(1)基本契約(傷害後遺障害 引受割合 100%)

①組合員・配偶者		
基本契約加入額(万円)	500	1,000
損害保険引受額(万円)	500	1,000
損害保険引受分保険料(円)	190	380

①組合員・配偶者		
基本契約加入額(万円)	500	1,000
事故死亡上乗せ特約(万円)	500	1,000
損害保険引受額(万円)	150	300
損害保険引受分保険料(円)	30	60

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ 1,000 万円が加入限度となります。そのうち損害保険会社は 30% を引受けます。

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意い

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

▶ 5 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。）

<全トヨタ労連お問合せ先>

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」　フリーダイヤル 0120-93-2681

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社　名古屋法人サービス課
TEL 0120-982-515

※お問合せの際には、記号証券番号(932－6310)をお申し出ください。

【受付時間　月曜日～金曜日 9：00 ～ 17：00(祝日・12/31 ～ 1/3 はお取扱いしておりません。)]

●生命・後遺障害保障の「団体定期保険」部分に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。）

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記> (団体定期保険部分) 当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

日本一団－ 2015 － 171 － 7246 － M(H27.10.8)

- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

○保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

▶ 3 税務上のお取扱い

税務の取扱い等について、平成 27 年 9 月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

(1)保険料
「ゆうゆう」では〔配当精算方式〕を採用しています。そのため、組合員が負担する保険料の合計額（保険料から団体の立替金を控除した金額）が、一般の生命保険料控除の対象です。なお、〔配当精算方式〕に関する説明は当説明書の 54 ページをご確認ください。
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成 24 年 1 月 1 日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)

※一般の生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等に必ずご確認ください。
※当ゆうゆう以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ゆうゆうのみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

(2)保険金
・死亡保険金
＜本　人＞相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
＜配偶者＞本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。
・高度障がい保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

▶ 4 個人情報の取扱いに関する全トヨタ労働組合連合会と引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、全トヨタ労働組合連合会（以下、団体といいます。）を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」

全トヨタ労連は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「死亡・重度障害」の39%、「疾病後遺障害」の100%、および事故死亡上乗せ特約の「事故死亡」の70%について、自家生命共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家生命共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 継続加入できる方

全労済「団体定期生命共済」の同項目と同様です。本説明書 52 ページを参照してください。

▶ 4 共済掛金について

全トヨタ労連は基本契約「死亡・重度障害」の39%、同契約「疾病後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約「事故死亡」を70%引受けています。保障額・年齢群ごとの自家生命共済引受分掛金は以下のとおりです。

【1】①基本契約（疾病後遺障害含む、疾病後遺障害の保障額は一律500万円）組合員・配偶者掛金

基本契約加入額(万円)	500		1,000	
全トヨタ労連引受額(万円)	195		390	
年 齢 別 掛 金 (円)	男性	女性	男性	女性
50歳	780	1,030	1,450	1,950
51歳	480	880	850	1,650
52歳	480	880	850	1,650
53歳	480	880	850	1,650
54歳	480	880	850	1,650
55歳	1,680	2,080	3,250	4,050
56歳	1,180	1,905	2,250	3,700
57歳	1,180	1,905	2,250	3,700
58歳	1,180	1,905	2,250	3,700
59歳	1,180	1,905	2,250	3,700
60歳	2,530	3,255	4,950	6,400
61歳	1,655	2,880	3,200	5,650
62歳	1,655	2,880	3,200	5,650
63歳	1,655	2,880	3,200	5,650
64歳	1,655	2,880	3,200	5,650
65歳	4,855	6,080	9,100	11,550
66歳	3,505	5,605	6,400	10,600
67歳	3,505	5,605	6,400	10,600
68歳	3,505	5,605	6,400	10,600
69歳	3,505	5,605	6,400	10,600
70歳	6,780	8,880		
71歳	5,705	8,380		
72歳	5,230	8,130		
73歳	4,680	7,855		
74歳	4,030	7,530		
75歳	9,055	12,955		
76歳	8,155	12,555		
77歳	7,155	12,080		
78歳	6,005	11,530		
79歳	4,730	10,905		

【2】事故死亡上乗せ特約
組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000
事故死亡上乗せ特約(万円)	500	1,000
全トヨタ労連引受額(万円)	350	700
全トヨタ労連引受掛金(円)	100	200

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯となります。そのうち全トヨタ労連は70%を引受けます。

▶ 5 共済金をお支払いする場合

(1)死亡共済金・重度障害共済金
加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がい（52 ページ全労済規定と同内容）となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。
(2)疾病後遺障害共済金
重度障がいに該当しない病気による身体障がいについて、加入者が共済期間中に身体障害者福祉法にもとづいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときにお支払いします。※重度障害共済金のお支払い対象に該当しない場合にはじめて、疾病後遺障害共済金のお支払い手続きとなります。お支払い基準は以下のとおりです。

- 生命・後遺障害保障加入以前に身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
- 疾病後遺障害共済金を支払った後に等級が変更となったときは、すでに払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

等級とその共済金の額については下表のとおりとします。ここでいう等級とは身体障害者福祉法施行規則に定められる身体障害者障害程度等級表にもとづいた地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級をいいます。

交付された等級	共済金の額（契約額（※）×下記割合）
1級または2級	100%
3級	50%
4級	30%
5級	10%
6級	5%

※疾病後遺障害保障の契約額は500万円となります。

(3)事故死亡共済金（事故死亡上乗せ特約）
加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1 共済期間を含む）に死亡した場合、災害死亡共済金をお支払いします。

▶ 6 共済金受取人について

受取人に関する取り扱いは全労済引受契約と同様となります。詳細は全労済引受契約「共通事項」（32 ページ）を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家生命共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家生命共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30 日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」へ通知してください。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合（免責）

下記の場合には、共済金をお支払いできません。
＜各共済金に共通＞
契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、加入者の犯罪行為により支払い事由が発生したとき
＜死亡共済金・重度障害共済金＞
加入者が契約の発効日から1 年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき
＜事故死亡共済金＞
(1)加入者が無資格運転中または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき。
(2)加入者の精神障がい、泥酔によるとき
(3)原因のいかんを問わず、頸部症候群（むちうち症）、腰・背痛など他覚症状のないとき

▶ 4 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。
＜重度障害共済金＞
発効日・更新日（増額の場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷病を原因として、発効日・更新日から180 日以内に重度障がいになったとき、共済金額の50%を減額してお支払いします。

＜疾病後遺障害共済金＞

- (1)生命・後遺障害保障加入以前に、身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
- (2)疾病後遺障害共済金を支払った後に、等級が変更になったときは、すでに支払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

＜事故死亡共済金＞

事故等による傷害については、下記の影響を除いて共済金額を決定し、お支払いします。

- (1)事故前から存在していた障がい・傷病による影響
- (2)事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
- (3)正当な理由なく、加入者が治療を怠り傷害が重大となったことによる影響
- (4)正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

5 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

- (1)契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「継続加入できる方」（59 ページ）の範囲外であったとき
- (2)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
- (3)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
- (4)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき
ただし、ゆうゆう退職者契約へ移行した場合を除く
- (5)共済金額が最高限度を超えていたとき（超過分が無効）
- (6)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- (7)契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
- (8)契約者または加入者が詐欺行為をしたとき

終身生命保障 全労済「終身生命共済」

終身生命保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

引受団体	保障内容		基本契約		災害死亡特約	
			死亡	重度障がい	災害死亡	災害重度障がい
全 労 済			100%		100%	

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身生命保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身生命共済 終身生命プラン契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっいただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（32 ～ 33 ページ）を参照ください。

▶ 3 加入できる方

次の条件をすべて満たす方が加入できます（被共済者になることができます）。

- (1)契約者との続柄が次のいずれかである方
 - ①契約者本人
 - ②配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者および内縁関係にある方のいずれにも婚姻の届け出のある配偶者がいない場合に限ります。以下同じです。）
 - ③契約者と同一生計の子、父母、孫、兄弟姉妹
 - ④契約者と同一生計の、配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹
- (2)加入申込書、「質問表」へのご回答を全労済が審査し、契約のお申し込みをお引き受けできると判断した方。なお、加入額と年齢によっては健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も審査の対象とさせていただきます。
※「質問表」へのご回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入をお引き受けする際に審査の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は必ずお問合せのうえ、正確にご回答ください。
- (3)年齢について
当総合パンフレット（26 ページ）をご参照ください。

▶ 4 共済期間（契約期間）と掛金払込期間

- (1)共済期間
基本契約の共済期間（契約期間）は終身となります。

▶ 6 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

- (1)契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
- (2)契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき

▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき
 - (2)加入者が重度障がいとなったとき（重度障害共済金が支払われた場合）
- ※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

掛金払込期間			
①基本契約の掛金は、5 年から 40 年までの範囲で、かつ満 59 歳までに払い込みを終えていただきます。			
掛金払込期間	40 年	払込滿了年齢	満 59 歳
加入年齢	満 0 歳～満 19 歳	加入年齢	満 20 歳～満 54 歳
②災害死亡特約の掛金は、前記の掛金払込期間中は、基本契約の掛金と同時に払い込んでいただきます。払込滿了から満 80 歳までの共済期間（契約期間）の掛金は払込滿了時に別途一括して払い込んでいただきます。			

▶ 5 契約できる申込額

- (1)300 万円または 500 万円となります。
- (2)上記以外の契約額をご希望の場合はゆうゆうセンターまでお問合せください。

▶ 6 一部の職業の方について

- 保障開始日において次のご職業に従事している方は、契約のお引き受けをすることができません。
- (1)力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- (2)テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

▶ 7 共済掛金額

終身生命保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。具体的な金額は「当総合パンフレット（25 ～ 26 ページ）」をご参照ください。

▶ 8 割り戻し金

毎年5 月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します（5 月末現在の有効契約が対象です）。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

▶ 9 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください（必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります）。
※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、共済事由の発生した日の翌日から3 年間です。詳しくは全労済までお問合せください。

戸建て住宅専用耐火基準コード表一覧(柱が「鉄骨造」「コンクリート造」の場合は参照不要です。)

表中は主なメーカー製住宅の建物構造区分を記載しております。この区分は全労済が定めた、火災保障にご契約いただく際の建物構造区分となります。また、建物構造の確認については、ハウスメーカー(施工業者)や建築確認申請書、設計仕様書などの資料をもとにご確認をお願いします。

[注]表中の建物構造区分は標準的な仕様の場合となります。建築時に材質等を変更されている場合は、建物構造区分が変更となる場合があります。
[注]表中の建物構造区分は、2015年5月時点の調査に基づく構造区分となります。

耐火基準コード表 P63～P65(柱が「木質など」で耐火基準を満たす主な戸建て住宅)

	住宅名称	住宅の商品名	柱の仕様	耐火基準	耐火基準コード	建物構造区分
1. 旭化成ホームズ(株)(旧名称:旭化成(株))						
	旭化成スクラムハウスHB	スクラムハウス(クオルト、パレット、グローリア)	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	AH01	鉄骨・耐火構造
2. エス・バイ・エル(株)(旧名称:小堀住研(株))						
	エス・バイ・エル戸建住宅 (旧名称:小堀の住まい 一戸建住宅)	小堀の住まい(一戸建住宅、新桂)、アルテック、 新桂フリー、アスト、クレストード、ルミエナ、 エルネスト	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SL01	鉄骨・耐火構造
	エス・バイ・エルL型 一戸建住宅 (旧名称:エス・バイ・エルハウス55 一戸建住宅)	小堀ハウス55ブラウン、グレイッシュ、和風、 ライプリー、スリーサム、AL、 エス・バイ・エルハウス55、FX、SX、TX、GX、 FXII、EX、スカイサード、ハウス55NEXIS (HR、GR、LIVERY、MODERN、TRADITIONAL)、 ハウス55ネオスリー、ELFACADE、 SKY3rd、Authent	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SL02	鉄骨・耐火構造
	小堀ハウス55独立住宅		木質など	省令準耐火建物	SL03	鉄骨・耐火構造
	小堀の住まい新桂独立住宅		木質など	省令準耐火建物	SL04	鉄骨・耐火構造
	エス・バイ・エル バイフレイム	ワイズ、ビーカミング、J-プレミアム	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SL05	鉄骨・耐火構造
	エス・バイ・エルΣ	3階建てシリーズ、BXナヴィ、オーセント、 ハイパーエコロジー住宅、 ハイパーエコロジー住宅MODEL2000、 ハウス55(ネクシス、NEWネクシス)、 新桂/オリジナルワン、 新世紀「日本の館」シリーズ、小堀の住まい、 SIMPLE&MODERN、アールモダン、Vit、 アパート	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SL06	鉄骨・耐火構造
		Vit PREMIUM	木質など	省令準耐火建物	SL07	鉄骨・耐火構造
		光風(kofu)	木質など	省令準耐火建物	SL08	鉄骨・耐火構造
3. 山陽国策パルプ(株)						
	パル住宅(1・2階建・戸建)		木質など	省令準耐火建物	SP01	鉄骨・耐火構造
4. ジーエルホーム(株)(旧名称:ブライトホーム(株))						
	GLホーム SS-1型	トリプルAハウス、スーパーミゼリア	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	GL01	鉄骨・耐火構造

耐火基準コード表 P63～P65(柱が「木質など」で耐火基準を満たす主な戸建て住宅)

	住宅名称	住宅の商品名	柱の仕様	耐火基準	耐火基準コード	建物構造区分
5. 積水化学工業(株)						
	セキスイツーユーホームW	セキスイツーユーホーム(W、A-II、B、GLX、 AU、T-1、セントワ、セントワS、ミオーレ、 ミオーレS、アーシア、アーシアS、グラスシ、 トリーエ、ルシーナ、ルシーナS、F、L)	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SK01	鉄骨・耐火構造
	セキスイハイムW1-A	セキスイツーユーホーム	木質など	省令準耐火建物	SK02	鉄骨・耐火構造
	セキスイW3	クラスティーナ	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	SK03	鉄骨・耐火構造
6. 積水ハウス(株)						
	セキスイハウス シャークウッドS-MJ(戸建)	<エムシリーズ> エム・グラヴィス、エム・グラヴィス・ステージ、 エム・グラヴィス・ヴィラ、エム・ナチュラSMJ、 エム・ベルサ、エム・ナチュラルいおり	木質など	準耐火建築物	SH01	鉄骨・耐火構造
7. 大栄住宅(株)						
	大栄ウッドホーム	モジュラーハウス	木質など	省令準耐火建物	DZ01	鉄骨・耐火構造
	大栄コルム	大栄コルム	木質など	省令準耐火建物	DZ02	鉄骨・耐火構造
8. 大成建設ハウジング(株)(旧名称:大成建設(株))						
	GEOウッド	空間王(ゲープルワイズ(I、II、III)、 ハーモワイズ(I、II、III)、グランドワイズ(I、II)、 フレンチコロニアル、カーサ・デ・ヴェント、 ケンフォード、男と女、パルコート、エイジング、 イマジン)、ユーロコレクション	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	TK01	鉄骨・耐火構造
9. パナホーム(株)(旧名称:ナショナル住宅産業(株))						
	ナショナル木質住宅	ホーム8	木質など	省令準耐火建物	PH01	鉄骨・耐火構造
10. (株)プレックホーム						
	プレックL.P.S		木質など	省令準耐火建物	PR01	鉄骨・耐火構造

耐火基準コード表 P63～P65(柱が「木質など」で耐火基準を満たす主な戸建て住宅)

	住宅名称	住宅の商品名	柱の仕様	耐火基準	耐火基準コード	建物構造区分
11. ミサワホーム(株)						
	ミサワホームF・C(独立)	Be-フローラ、チャイルダー、CENTURY(センチュリー)、ドメイン、エンブレム、我が間ま住宅、エグゼクティブハウス、デビュー、GOMAS(ゴマス)、自由空間(②、③)、ファースト、地球家族、ジニアス、蔵のある家、都市物語、太陽の家、生涯学習の家、休日の家、家族日記、ふたりの家、活人広間の家アーバンデザイナーズ、	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	MH01	鉄骨・耐火構造
	ミサワホームFC	CENTURY、CENTURY(蔵のある家、世代の家、ひのき舞台、従来の家、好日の家、VikiCourt、SUKIYA、Masters、URBAN DESIGNERS)、GENIUS(URBAN DESIGNERS、休日の家、蔵のある家、好日の家、世代の家、都市物語、従来の家、ひのき舞台、庭の家、Otypekura、未来設計図、家族新話、活人広間の家、生涯学習の家、自由空間2、地球家族、家族日記、ふたりの家、SMARTSTYLE、SMART STYLE KURA、いそりの間、Vikiair、VikiFEMY、Link-Age with kids、MACHIYA、EDUCE)、URBANDESIGNERS、URBANDESIGNERS(FORMAL-U、都市物語)、DEBUT(家族新話、家族日記、活人広間の家、自由空間2、生涯学習の家、生涯学習の家3階建て、地球家族、ふたりの家、未来設計図、蔵のある家)、GOMAS CENTURY、ミサワホームZ、フリーサイズ、APARTMENT(SH、SI、FX(3階建)、フリープラン、SEリミテッド、SH-M、MH、Fnew)、SMART STYLE、SMART STYLE(25、KURA、G、A、O)、Otype kura、庭の家、FORMAL-U、Belle Lead(共同住宅、JUSO、KURA、FORMAL、SELECT、SELECT style plus、Cassiya、Cassiya with Motherth、HOME Plus)、Belle Lead juso(箱階段タイプ、メゾネットタイプ、フリータイプ、三階建タイプ)、Belle Smart	木質など	準耐火建築物 または 省令準耐火建物	MH02	鉄骨・耐火構造
	ミサワホームC(C-8Ⅳ)	ミサワホームセンチュリーA8	木質など	省令準耐火建物	MH03	鉄骨・耐火構造
	ミサワホームF(F-600)(旧ミサワホームF・F350)	我が間ま住宅、ミサワホーム(チャイルド、G型、GⅡ型、M型)等	木質など	省令準耐火建物	MH04	鉄骨・耐火構造
	ミサワホームF(F-600-3)	ミサワホームドメインM1	木質など	省令準耐火建物	MH05	鉄骨・耐火構造
	ミサワホームC(C-8Ⅱ)		木質など	省令準耐火建物	MH06	鉄骨・耐火構造
	ミサワホームC(C-8Ⅲ)	ミサワホームセンチュリーA8	木質など	省令準耐火建物	MH07	鉄骨・耐火構造
	ミサワホームC(C-600)(旧ミサワホームCホームコア)	ミサワホーム(O型チャイルド、A型NEW、A型チャイルド、SⅢ型、S型NEW)等	木質など	省令準耐火建物	MH08	鉄骨・耐火構造
12. 三井物産(株)旧名称:三井物産ハウステクノ(株)						
	三井ハウスF型	三井ハウスF型フリープラン、シャレー、リズナー、ハイカスタム	木質など	省令準耐火建物	MB01	鉄骨・耐火構造

資料(各保障に関する関連情報)

▶ 1 生命・後遺障害保障における「後遺障害等級表」

損害保険会社が引受する生命・後遺障害保障(傷害後遺障害)のお支払いについて、その基準となる損害保険会社所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。

等級	身体障害	支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。) (6)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

等級	身体障害	支払割合
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)外貌(がいぼう)に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸(こうがん)を失ったもの	42%
第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話し声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの	26%

等級	身体障害	支払割合
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上にに対し歯科補綴(ぼてつ)を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20 %
	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上にに対し歯科補綴(ぼてつ)を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第11級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上にに対し歯科補綴(ぼてつ)を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの	15 %
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上にに対し歯科補綴(ぼてつ)を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの	10 %

等級	身体障害	支払割合
第12級	(9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌(がいぼう)に醜状を残すもの	10 %
	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上にに対し歯科補綴(ぼてつ)を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第13級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上にに対し歯科補綴(ぼてつ)を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	7 %
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上にに対し歯科補綴(ぼてつ)を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

幹事保険会社である共栄火災の「標準傷害保険 傷害後遺障害保険金支払特約 別表1」によります。

▶ 2 生命・後遺障害保障(自家生命共済・団体定期生命共済)、終身生命共済、交通災害共済、自然災害共済における「身体障害等級別支払割合表」

全トヨタ労連が引受ける自家生命共済(重度障害共済金)、全労済が引受する団体定期生命共済(重度障害共済金)、交通災害共済(障害共済金)、自然災害共済(傷害費用共済金)、終身生命共済(重度障害共済金)のお支払いについて、その基準となる全労済所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。身体障害の状態に応じて、共済金額に支払割合を乗じ共済金の額を決定します。なお「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。下記「身体障害等級別支払割合表」のうち「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)別表第1の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとします。なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

(平成23年2月1日現在)

等級	身体障害	支払割合
第1級	1. 両眼が失明したもの 2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 削除 6. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全廃したもの 8. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9. 両下肢の用を全廃したもの	100 %
第2級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの	100 %

等級	身体障害	支払割合
第3級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの	90%
	1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80 %

等級	身体障害	支払割合
第5級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2. 1上肢を手関節以上で失ったもの 3. 1下肢を足関節以上で失ったもの 4. 1上肢の用を全廃したもの 5. 1下肢の用を全廃したもの 6. 両足の足指の全部を失ったもの	70 %
	1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60 %
第6級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 削除 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7. 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの 12. 外ばうに著しい醜状を残すもの 13. 両側のこう丸を失ったもの	50 %
	1. 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2. せき柱に運動障害を残すもの 3. 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4. 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5. 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8. 1上肢に偽関節を残すもの 9. 1下肢に偽関節を残すもの 10. 1足の足指の全部を失ったもの	45 %
第7級	1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7. 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8. 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9. 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11. 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2.外ばうに相当程度の醜状を残すもの 12. 生殖器に著しい障害を残すもの	50 %
	1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7. 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8. 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9. 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11. 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2.外ばうに相当程度の醜状を残すもの 12. 生殖器に著しい障害を残すもの	45 %
第8級	1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7. 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8. 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9. 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11. 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2.外ばうに相当程度の醜状を残すもの 12. 生殖器に著しい障害を残すもの	45 %
第9級	1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7. 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8. 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9. 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11. 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2.外ばうに相当程度の醜状を残すもの 12. 生殖器に著しい障害を残すもの	30 %

【備考】

1. 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。

等級	身体障害	支払割合
第10級	1. 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.正面視で複視を残すもの 2. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3. 14歯以上にに対し歯科補てつを加えたもの 3の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5. 削除 6. 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7. 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8. 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20 %
	1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2.10歯以上にに対し歯科補てつを加えたもの 3の3.両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. せき柱に変形を残すもの 6. 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7. 削除 8. 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第11級	1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2.10歯以上にに対し歯科補てつを加えたもの 3の3.両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. せき柱に変形を残すもの 6. 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7. 削除 8. 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15 %
第12級	1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 7歯以上にに対し歯科補てつを加えたもの 4. 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 8の2.1手の小指を失ったもの 9. 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10. 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11. 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12. 局部にがん固な神経症状を残すもの 13. 削除 14. 外ばうに醜状を残すもの	10 %
	1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2.正面視以外で複視を残すもの 3. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2.5歯以上にに対し歯科補てつを加えたもの 3の3.胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4. 1手の小指の用を廃したもの 5. 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6. 削除 7. 削除 8. 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9. 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10. 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第13級	1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2. 3歯以上にに対し歯科補てつを加えたもの 2の2.1耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4. 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 削除 6. 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの 9. 局部に神経症状を残すもの 10. 削除	7 %
第14級	1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2. 3歯以上にに対し歯科補てつを加えたもの 2の2.1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3. 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4. 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 削除 6. 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの 9. 局部に神経症状を残すもの 10. 削除	4 %

2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
5. 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

▶ 3 入院・手術保障（損害保険会社）における手術支払倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号および手術の種類	給付倍率
\$.皮膚・乳房の手術	
1.植皮術(25cm未満は除く)	20
2.乳房切断術	20
\$.筋骨の手術(抜釘術は除く)	
3.骨移植術	20
4.骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	20
5.頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く)	20
6.鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く)	10
7.上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	20
8.脊椎・骨盤観血手術	20
9.鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.四肢切断術(手指・足指を除く)	20
11.切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	20
12.四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	10
13.筋・腱・靱帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	10
\$.呼吸器・胸部の手術	
14.慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.喉頭全摘除術	20
16.気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)(注2)	20
17.胸郭形成術	20
18.縦隔腫瘍摘出術	40
\$.循環器・脾の手術	
19.観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	20
20.静脈瘤根本手術	10
21.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)(注2)(注3)	40
22.心膜切開・縫合術	20
23.直視下心臓内手術	40
24.体内用ペースメーカー埋込術	20
25.脾摘除術	20
\$.消化器の手術	
26.耳下腺腫瘍摘出術	20
27.顎下腺腫瘍摘出術	10
28.食道離断術	40
29.胃切除術	40
30.その他の胃・食道手術(開胸・開腹を伴うもの)(注2)(注3)	20
31.腹膜炎手術	20
32.肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.ヘルニア根本手術	10
34.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.直腸脱根本手術	20
36.その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)(注3)	20

手術番号および手術の種類	給付倍率
37.痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10
\$.尿・性器の手術	
38.腎移植手術(受容者に限る)	40
39.腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	20
40.尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	20
41.尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	20
42.陰茎切断術	40
43.睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.陰嚢水腫根本手術	10
45.子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘等の子宮全摘除術を除く)	40
46.子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.帝王切開娩出術	10
48.子宮外妊娠手術	20
49.子宮脱・膣脱手術	20
50.その他の子宮手術(子宮頸管ポリプ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	20
51.卵管・卵巣観血手術(経腔的操作は除く)	20
52.その他の卵管・卵巣手術	10
\$.内分泌器の手術	
53.下垂体腫瘍摘除術	40
54.甲状腺手術	20
55.副腎全摘除術	20
\$.神経の手術	
56.頭蓋内観血手術	40
57.神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)	20
58.観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.脊髄硬膜内外観血手術	20
\$.感覚器・視器の手術	
60.眼瞼下垂症手術	10
61.涙小管形成術	10
62.涙嚢鼻腔吻合術	10
63.結膜嚢形成術	10
64.角膜移植術	10
65.観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.虹彩前後癒着剥離術	10
67.緑内障観血手術	20
68.白内障・水晶体観血手術	20
69.硝子体観血手術	10
70.網膜剥離症手術	10
71.レーザー・冷凍凝固による眼球手術(近視または乱視の矯正手術を除く(施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払いを限度とする)	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
72.眼球摘除術・組織充填術	20
73.眼窩腫瘍摘出術	20
74.眼筋移植術	10
\$.感覚器・聴器の手術	
75.観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.乳様洞削開術	10
77.中耳根本手術	20
78.内耳観血手術	20
79.聴神経腫瘍摘出術	40
\$.悪性新生物の手術	
80.悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	40
81.悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする)	10
82.その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	20
\$.上記以外の手術	
83.上記1～82以外の開頭術(注1)	20
84.上記1～82以外の開胸術(注2)	20
85.上記1～82以外の開腹術(注3)	10
86.衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする)	20
87.ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする)	10
\$.新生物根治放射線照射	
88.新生物根治放射線照射(50グレイ(5000ラド)以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	10

- (注1)「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
- (注2)「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。
- (注3)「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

▶ 4 終身医療保障における手術支払割合表

終身医療保障の「手術共済金」および「災害手術共済金」のお支払いについて全労済が定める手術および給付倍率は次表のとおりです。

1. 手術の定義
- (1)「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、表中の手術番号1.から94.に該当するものをいいます。ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
- (2)「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。
2. 適用方法
- (1)1の手術を受けた場合で、表中の手術の種類の数以上に該当したときは、いずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、その1の手術がつぎの手術であるときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。
「衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。）」
「体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器の手術(検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)」
「レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く。)」
「血管塞栓術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)」に該当する手術
- (2)所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。

手術番号および手術の種類	給付倍率
\$.皮膚・乳房の手術	
1.植皮術(25cm未満は除く)	10
2.四肢軟部腫瘍摘出術	10
3.乳腺腫瘍摘出術	10
4.乳房切断術	10
\$.筋骨の手術(抜釘術は除く)	
5.骨移植術	10
6.骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	10
7.頭蓋骨観血手術	10
8.鼻骨観血手術	10
9.上顎骨・下顎骨観血手術(歯・歯周組織の処置に伴うもの、慢性副鼻腔炎手術を除く)	10
10.脊椎・骨盤観血手術	10
11.鎖骨・肩甲骨・胸骨・肋骨観血手術	10
12.四肢切断術	10
13.切断四肢再接合術	10
14.四肢骨・四肢関節観血手術	10
15.腱・靱帯観血手術	10
\$.呼吸器・胸部の手術	
16.慢性副鼻腔炎根本手術	10
17.喉頭切開術	10
18.気管・気管支・肺・胸膜手術(開頸・開胸を伴うもの)	10
19.胸郭形成術	10
20.縦隔腫瘍摘出術	10
\$.循環器の手術	
21.体内用ペースメーカー埋込術(電池・リード・ジェネレーター交換を除く)	10
22.体内用ペースメーカー交換術(電池交換を含む)	10
23.血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	10
24.血管塞栓術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする)	10
25.動静脈内埋込型カテーテル設置術	10
26.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	10
27.直視下心臓内手術	10
28.心膜切開・縫合術	10
\$.脾・リンパ節の手術	
29.脾摘除術	10
\$.消化器の手術	
30.耳下腺腫摘出術	10
31.顎下腺・舌下腺腫摘出術	10
32.食道離断術	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
33.腹膜炎手術	10
34.胃切除術	10
35.その他の胃・食道手術(開頸・開胸・開腹を伴うもの)	10
36.ヘルニア根本手術	10
37.限局性腹腔膿瘍手術	10
38.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
39.直腸脱根本手術	10
40.その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	10
41.痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10
42.肝移植手術(受容者に限る)	10
43.肝臓・胆嚢・胆道・膵臓手術	10
\$.尿・性器の手術	
44.腎臓・腎盂手術	10
45.腎移植手術(受容者に限る)	10
46.尿管・膀胱手術	10
47.膀胱周囲膿瘍切開術	10
48.尿道狭窄手術	10
49.陰茎切断術	10
50.睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
51.陰嚢水腫根本手術	10
52.子宮全摘除術	10
53.帝王切開娩出術	10
54.子宮外妊娠手術	10
55.膣脱手術	10
56.その他の子宮手術(子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除く)	10
57.卵巣・卵管手術	10
\$.内分泌器の手術	
58.下垂体腫瘍摘除術	10
59.甲状腺手術	10
60.副腎手術	10
\$.神経の手術	
61.神経観血手術	10
62.頭蓋内手術	10
63.脊髄硬膜内外手術	10
64.脊髄腫瘍摘出術	10
\$.感覚器・視器の手術	
65.観血的前房・虹彩・硝子体内・眼窩内異物除去手術	10
66.緑内障手術	10
67.硝子体茎頭微鏡下離断術	10
68.線維柱帯顕微鏡下切開術	10
69.白内障・水晶体観血手術	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
70.硝子体観血手術	10
71.網膜剥離症手術	10
72.レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする。視力矯正術を除く)	10
73.眼筋移植術	10
74.眼球摘除術・組織充填術	10
75.眼窩腫瘍摘出術	10
76.眼瞼下垂症手術	10
77.結膜嚢形成術	10
78.角膜移植術	10
79.涙小管形成術	10
80.涙嚢鼻腔吻合術	10
\$.感覚器・聴器の手術	
81.観血的鼓膜・鼓室形成術	10
82.乳様洞削開術	10
83.中耳根本手術	10
84.内耳観血手術	10
85.聴神経腫瘍摘出術	10
\$.悪性新生物の手術	
86.悪性新生物根治手術	10
87.悪性新生物温熱療法(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする)	10
88.その他の悪性新生物手術	10
\$.上記以外の手術	
89.上記以外の開頭術	10
90.上記以外の開胸術	10
91.上記以外の開腹術	10
92.衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする)	10
93.体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器手術(検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする)	10
\$.新生物根治放射線照射	
94.新生物根治放射線照射(50グレイ(5000ラド)以上照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする)	10